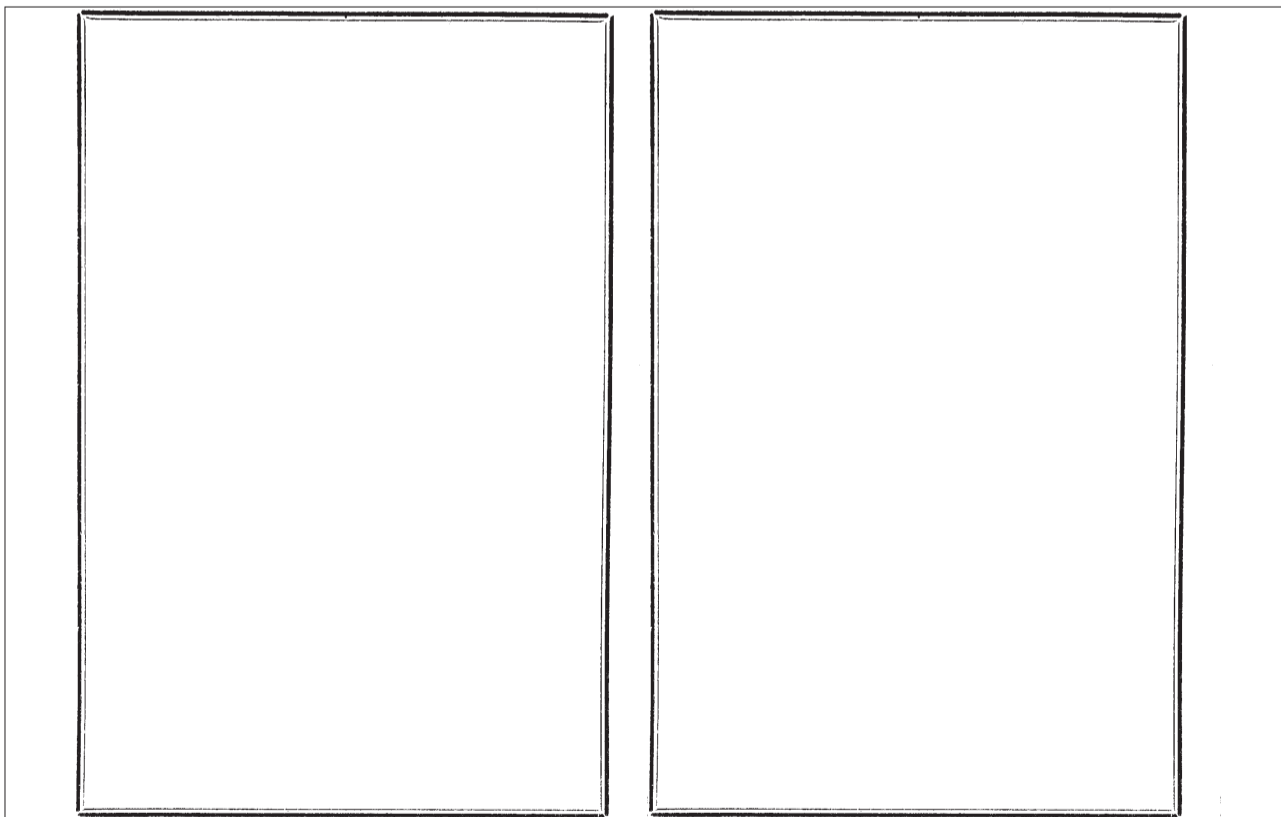
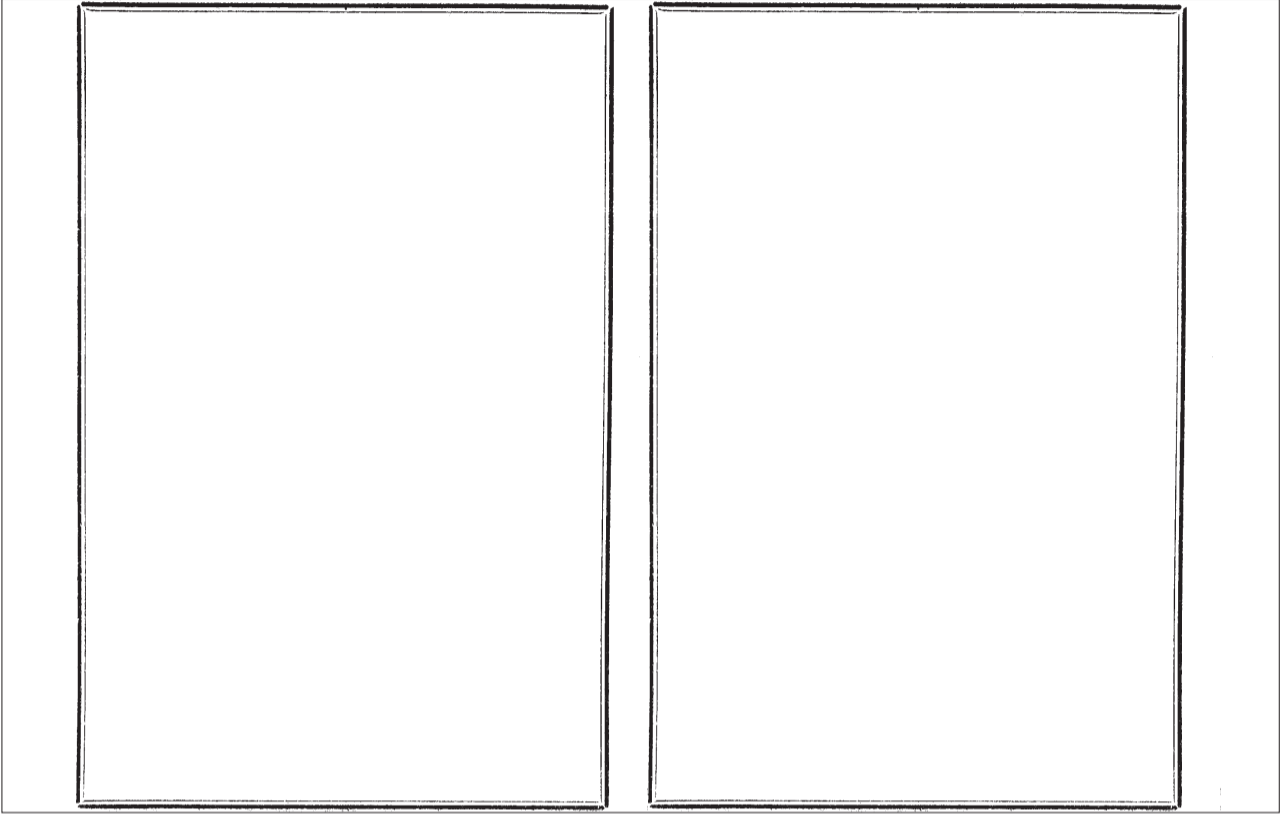


議事速記録第四十二號

昭和四年第二十五次居留民會
臨時會議事速記録

天津居留民團

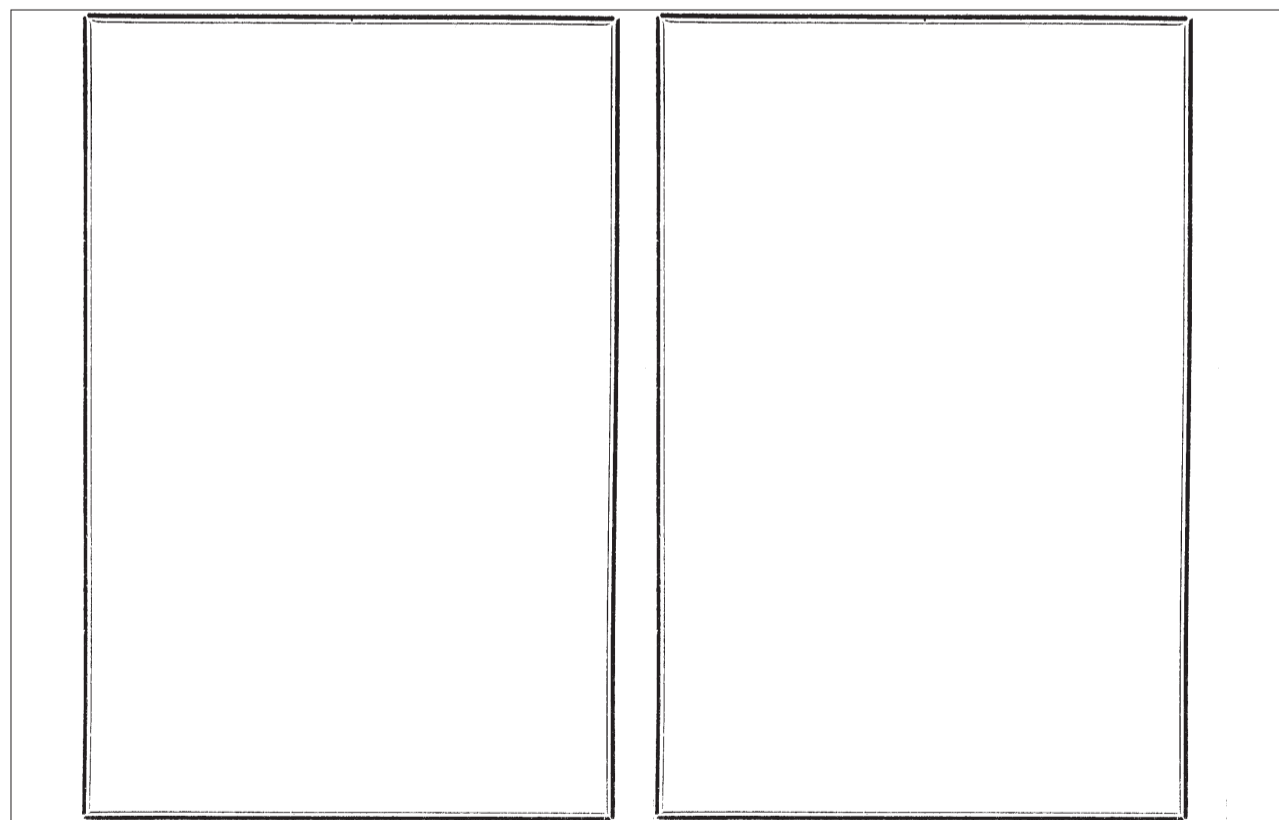
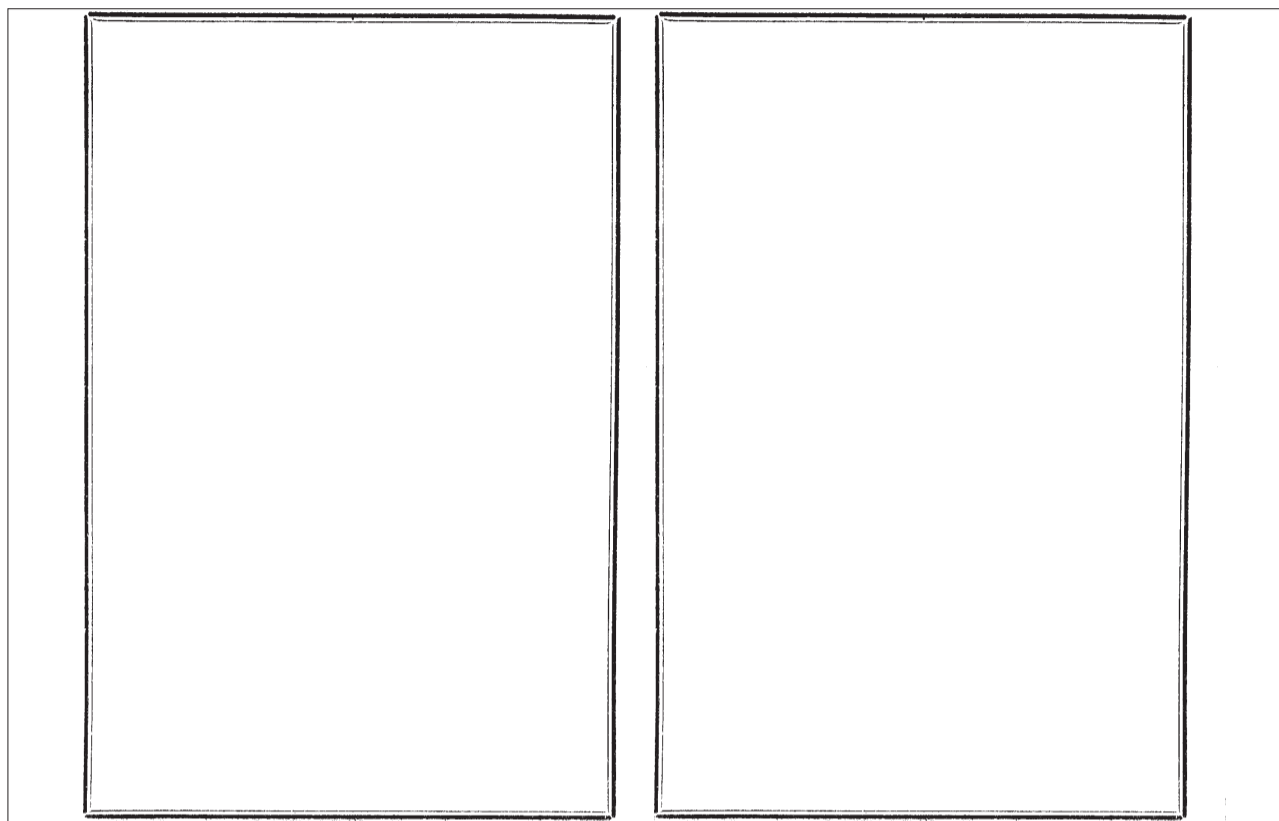


議事録目次

第一、天津製氷冷蔵株式會社株式應募ノ件

第二、昭和四年度居留民團歳入出追加豫算

三 六



昭和四年第二十五次居留民會臨時會議事速記録

昭和四年十一月十二日於公會堂

議事日程

第一、天津製氷冷蔵株式會社應募ノ件

出席議員

五十一名

- 眞藤 吉田房次郎 川島 範夏 古田 治四郎 足立 傳一郎
武田 守信 田中 鑄太郎 上野 壽 山田 榮治
太田 岩吉 五十嵐 重吉 小倉 章 大澤 大之助
吉田 久 清水 幸三郎 郡 茂行 田村 俊次
小谷 万治郎 長谷川 義三郎 高瀬 小平治 高橋 英之助
宮武 徳次郎 鹿田 多三郎 松尾 豊實 清水 一太郎
岡本 久雄 白井 忠三 森川 照太 藤田 重直
野崎 誠近 永安 平吉 松田 開一 藤田 語郎
瀬底 正敏 遠山 猛雄 石川 通 鍛冶 靜一郎
佐々木 敏丸

(2)

- 砂田 實 吉野 久七 藤平 正男 植前 香
大田 万吉 牧 尚一 長瀬 安平 鹽谷 信治
小倉 知正 中村 鐵一 十名

出席行政委員

○議長(吉田房次郎君)

只今から開會致します、只今迄の出席者は四十五名です、法定數に達して居りますから第二十五次臨時民會は成立致しました、一寸議員の移動に就て御報告申し上げます、民會議員の筒井精逸君が解任されましたので高橋英之助君が補選として上任せられました、高橋君を御紹介致します、(拍手)今日の議事録署名者指名致します、松田開一君、武田守信君の兩君にお願ひ致します(拍手)恒例に依りまして總領事から招集の辭がありますから暫く御清聴あらんことを希望致します。

○岡本總領事 今晚は民會議員二十四名の方々から民團に於て天津製氷冷蔵株式會社の株式應募の件に關しまして臨時民會招集の御請求があつたのであります、夫れが爲大正十三年外務省令第九

(3)

號居留民團法施行規則第三十八條の第三項に依りまして、今夕茲に第二十五次居留民會臨時會を招集致した次第であります、就きまして諸君に於きましては私が前にも申しました如く黨派的根生を去つて虚心坦懐に努めて公平なる立場に據られて右議題に就て審議されんことを私から更に希望して置きます、今日は別段其の他に申上げることはありませんから之で置きます。(拍手)

○議長(吉田房次郎君)

夫れでは議事日程に入ります前に當りまして一寸申上げて置きます、只今總領事の招集の辭にございまして如く小倉章君他二十三名から臨時民會の請求があつたのであります、其の爲に此の度の臨時民會は招集になつたのであります、就きましては小倉君外五名の賛成者がございまして民會に於ける議案が提出になりました、此の議案は既に皆様の所に御配布してございましてから之では朗讀を省きます、夫れでは之から議事日程に入ります。

○小倉章君 登壇(拍手)

本案は第二十四次臨時民會に於て建議案として提出せられたものと略同一のものであり且今日に於て多少の日數を経て居りますから既に之に對する賛否の意見は各位の間に十分に構成されて居るものと存じます、從つて私が敢て多辯を提出の理由に資す必要はないものと思ひますが、只重要な財政、政治的に又功利的に此の必要は當然であるといふ簡單な理由を申述べて御賛同を仰ぎ度いと思ひます、其の前に一言申上げて置きたいのは第二十四次臨時民會に於きまして此の案と略同一のものが建議案として出ました際は非常に唐突の間につたものでありまして十分に會社發起人側との折衝があらざりました、幸ひ日時も相當の餘裕がございましたので發起人

(4)

諸君に對しましても私共が議案を提出するに就てお差支ないか何うかといふことも念の爲によく質して置きました、最初發起人は會社の事業の性質が頗る功利的の意味が多いのでありますから成べく公の關係に於て此の會社の株を持つといふことは決して否むことではないといふ御意見を承つて置きましたから私としては非常な安心を以て本案を提出致したのでございます。

擬て既に議論もあり且御研究もついて居ることでありましては甚だ簡單に考へられて居るのでありふことが當然であるといふことは私共提出者に於きましては甚だ簡單に考へられて居るのであります、何故ならば天津に於ける天然氷といふものが年々其の價が高くなる何故高くなるかといふことは市街の繁榮及郊外の發展といふ直接環境が自然に碎氷の場所及貯蔵の場所に不便を感じて來て漸次費用が重つて來て賣價が高くなる、會て昭和二年度の如きは御記憶に存して居ること、と思ひますが、殆ど平素の三倍以上の價格を拂つて尙且少量のものしか配給を受けることが出来なかつた其の年の如きは非常な苦惱の爲に氷の需要が多く、遂には病院では患者の用ひる氷すらも不自由を感じたといふ實に憂うべき状態にあつたが爲に時の民團當局は此の社會的現象に大に憂慮を用ひられて遂に昭和三年に於ては團營を以て天然氷の配給を行ひ、斯るが故に私共は比較的安い氷の配給を受けまして非常な感謝を持って居りました次第でございます、更に民團當局に於ては承る所に依る天然氷なるものが取扱の結果如何に非衛生であり不潔であるか居留民の保健衛生上宜くないといふことを心付かれて又自然其の貯氷及碎氷の不便な將來を察知してどうして人も人造氷を作らなければならぬ、夫れが爲に數回研究及計畫を立てられ當に團營で此の事業を行はんと御御慮になつたのであります、財政上の都合で之を實現することが出来なかつたといふやうな状況にあつたことも私共はよく承知致して居ります、斯くの如く重大なる性質を帯びた事

(5)

件でございますが、偶々岡本總領事が御來任になつて、此の不潔、非衛生の現状に驚嘆せられ、英斷を以て茲に命令を發布して天然水の使用配給を禁止するといふ御決斷に遭遇致しまして、尤も總領事の御希望を承ると斷禁にしたいといふ御趣意であつたさうでございますが、民團の財政が十數萬弗の團體費用を捻出することに困難を感じ、偶々篤志家が奮起して本事業の計畫を立てるといふことになつた、此のいきさつを考へると若しも民團に財政の餘裕があるならば其の餘力を以て本會社の株式を所有し此の事業の爲に資金の充實を助成するといふことは固ら至當なことであらうと思ひます、只今大休此の事業が成立の困難に依つて民團に餘裕があれば持つたが宜いといふことを申し上げましたが、更に此の會社の株式の性質を考へて見まするに公私又は國籍の區別に何等の制限を持つて居らないものであります、即ち全然機會均等に於ける株式でございます、従つて此の公的性質の十分の目的を達成する爲には絶対に移轉の恐れのない民團が株を出来るだけ持つといふことは本来の目的を達成する上に必要な事柄と存じます、第三には如何に此の會社が公的の性質を帯びた事業を營むものにしてしましても會社自身は矢張り營利會社でございます、従つて只今のやうな發起人諸君が若しも重役ならば心配もありませんが、株の移轉乃至重役の如何に依つては相當利益の方面に目的が走りはしないかといふことも十分に考へなければならぬことと思ひます、之に對しては利益本位でない公共團體が株を持つて、さうして一面に於ては會社の整頓性を増し、一面に於て公的性質を十分に發揚せしむるといふことは必要なる事柄の一つであらうと思ひます。

更に純然たる産業の方面から考へて見まするに前日の如く天津に於ける市街の自然的環境の變化に依りまして天津水の碎氷といふものは自然に市街を溢さかつて行はれるといふことになつ

(6)

とは豫想するに十分であらうと思ひます、之が爲に氷を基礎として行はなければならぬ所の輸入の産業が非常な不便を感ずるといふことも重要な考慮の點ではないか知らん即ち内地の如きに於きましては大抵の官廳及地方自治体は製氷會社に對して保護若しくは補助金を求めて此の事業の獎勵を圖つて居るといふ事實は實明なる諸君の御熟知になつて居ることと思ひますが其の理由も亦ありやと申しましたならば即ち興業に當る所の産業を奨励せしめる、則ち多くは水産業でございます、天津では冷蔵に關係ある商賣の消長は隨分民團當局としては考へて、此の事業の達成に對して相當の助力をする必要は當然の事と存じます、望んで政治的に先づ私は考へまするに此の仕事は民團がやつて支えないものと思ひますけれども一休言の事でも無い袖は振れないので然らば民團には此の決議案の示すやうな二千株以上の株を持つだけの財政の餘裕がありや否や、といふことは本案を決定する上に於ける重大な問題だと思ひます、幸ひ之に就ても簡單に満足なる結果を得られたいといふことは私は非常な喜びであります、過日の行政委員會即ち本議案が臨時民團に提出せられるに對して若しも民團を通過した場合には如何いふ財源を以て之に充てるかが出来やうか、といふことに對する準備の行政委員會に於ける結果を承りました所が前年度繰越金として本年度の豫算に計上した所の金額は二萬七千七百七十七円であつたものであります、然るに前年度の決算に於て十萬四千六百三十八圓九十四仙といふ繰越金を生じたのであります、従つて其の差額の七萬七千六百三十八圓九十四仙といふものは本年度の豫算遂行上に當り得るものといふことになりまして、従つて若しも民團が二千株以上の本會社の株式を所有することを必要ならしむるならば直に此の繰越金の差額中より即ち豫算より増額したる分に於て裕に二千株以上の資金を支出しても當然本年度の豫算遂行には差支ないといふ實に非常な

(7)

よき結果の御報告を得まして私共提案者は多大の感謝を持つて居るものであります、次に民團が一体斯ういふ營利會社の株を持つことが出来るものであるかどうか、大體に於て金もあり、持た方が宜いといふ理由も立つ、併し乍ら公理の上から見て絶対に持つことが出来ないのではないかといふやうな懸念も多少なくつたやうな風に聞いて居りますので、私の差支ないと思ふる要點だけを申し上げたいと思ひます。

地方自治体たる民團は公法人でございます、所謂國家の事務を分擔して居るものであります、従つて國家の行政機關であるといふことは申上げる迄もありません、此の公法人の中で一番大きな一番高いものは何だといふと謂ふ迄もなく國家其のものであります、所が現に我が國家の如きは多數の特殊會社の株式を所有し且つ幾多の專賣事業を營み或は郵便電信等の事業即ち利益のある仕事を營んで居ります、近世國家の原則としては國家は營業の自由を許して居るといふこととさへ申して居りますので、吾が民團に於きましても既に水道會社の株を持つて居るといふ歴史もありません、又近い例が青島の民團の如きは日支各機關に依つて設立された所の青島製氷會社の株も持つて居ります、申上げる迄もありませんが、内地の地方自治体が特殊特權事業の株式を持つて居るといふやうなことは吾が大阪市が瓦斯會社の株を持つて居るといふ歴史もありませんので多數の例がありますから私は之は當然差支ないものと思ひます、又水道會社の例は國際關係に於て特別に民團の利益になるものでありますから已むを得ず持つたのだといふ説を立てる人があつても知れませんが、假令如何なる理由に依りましても法規に據つて成立して居る地方自治体、公共團體が其の場合々々法規を左右するものでありませぬので差支ないから懸念したといふことにして私

(8)

は明らかに持つ得るといふ自信を持つて居る。

次に法規上の差支ないといふことになりましても又金の餘裕があるといふことでありましても、夫れは非常に必要なことであるといふことでもありましても、其の出來上る所謂株を持つたうといふ對照の會社其のもの、設立内容が頗る不完全なものでありましても非常に危險性を帯びたものであるならば之は又退いて考へなければならぬと思ひます、此の點に於ては恐らく此の案に反對の意見を持つて居られる方の大部分が私は此の點に主眼があたりはしないかと思ひます、私は敢て會社の代辦を營むものでありません、従つて廣告宣傳は致しませんけれども、一度民團に株を持つたしても持たした結果何うなるかといふことの考慮をめぐらさずして斯くの如き重大事件を提出する程無責任感を感じたものではございません、従つて反對側の方が御考慮になり御心配になる以上には私は随分考慮して色々調査をし、研究を致しました結果、先づ大體に於て私の心理に於て懸念し得るといふ自信を以て本案を提出するに至つたのでございます。

最後に一寸私は餘事ではあります、此の間新聞紙上に於て歐學生といふペンネームの計に本案に對する反對の意見を堂々と熱心に主張せられ吾々民團議員に對して非常な參考になる材料を提出して下さいましたので此の爲に私は多少の知識も得ますと同時に又少くも簡單に此の事に對しての意見を申述べて此の境を下り度いと願ふ次第でございます。

此の人の説は三日に亘つて非常に熱心に稱へられましたが、其の目的が何處にポイントがあるかといふことを考へました時に私は二つの重要な點を發見したのでございます、則ち若しも民團が會社の株を持つといふことを主張することになれば、其の理由は一つには民團の利益の爲に即ち

(17)

が契約案は議に附せられずあの議の決議に依つて行政委員会が任意に取計つて宜いといふ解釋が行はれるやうでありましたから、其の時宜が若し此の會社が有利一方の會社にされる恐れがあるぢやないか、夫れを取締る方法を何うするかといふ、時に、夫れは監督官に於て相當の條項を加へて十分に取締るといふお話でありましたから私は其の事を感じて強て契約案を民會の議に附する説を主張したつたのであります。此の會社は前御承知の方法に依つて設立され經營せられる、而して民會の補助の形に於ける五分の三の電力を割引して賣つてやる會社でありまして、監督官が之を嚴重に利益に付て監督するものでありますから移動性があつた利益一方に走るといふ御懸念は全然ないものと思ひます。

○小倉繁君 森川君にお答致します。先刻其の點に付て佐々木君からの御質問もありませんでしたが、移動性の問題は絶對的唯一的で、寧ろ夫れよりは私は公益の方が主である、併し乍ら尙一層さういふ必要も認めますから確實ならしむる爲に矢張り此の點に懸念を持つ方が宜いといふ風に申上げました。

○森川照太郎 夫れは承知して居りました。貴下の理由は之の勢に限られる如く何つて承知して居りましたが、此の點は理由にならないといふことを指摘する積りを以てお尋ねしたのであります。○小倉繁君 私は理由になると信じて申上げたのであります。

○行政委員(白井忠三君)

も少し質問をなさるだらうと思つて私は差控へて居りましたが、質問が終つて居りました。私は最後の質問をさせて頂き思ひます。質問を致します前に五分許り質問でない、私一身上の説明をお許し願ひ度いのですが、夫れは質問をする上に必要であるからでございます。と申すことは他ではありませんが、世上に私が此の製氷會社の設立に反對して居るといふ風評が専らあるといふことを私は聞かされて居ります。之は此の公開の席上で申上げますが全然虚言であります。私は此の會社の設立に決して反對して居りません。何故此の點の聲明を必要とするかと申しますと、私が之から質問致しましてと思ひますことが反對を白井がしたい爲にあつた質問をしやがる、といふ風な誤解があつては私が折角お尋ねしたいと思ふことに正當な御答辯が得られませんが、この點を聲明したいのであります。其の白井が製氷會社に反對して居るといふ尤もありません。理由の二に白井自ら行政委員長の當時民會では製氷會社の事業を阻害しやうとしたのではない、にも拘らず此の製氷事業が出来上ると反對することは不都合だといふ風な意味から黨派的な感情を以て白井は製氷會社に反對して居るといふ流言があるといふことを非常な迷惑を以て聞いて居ります。先刻小倉君と佐々木君の質問應答の中にも民會の製氷事業の計画が甲とありましたが、夫れに對して總領事から御答辯がありましたが、此の點に就て一應解釋を申上げたいと思ひます。

民會の計画と申すと大袈裟であります。私が會長と致しまして何といふ計算になるかといふ意味に於きまして製氷事業の調査をしたのは一昨年の夏でございます。製氷事業を民會でやつて見たら何うかといふ考を起した動機は何であつたかと思ひます。御承知の如く白河のバンドが出来上りましたが、出来上ると聞くと聞くと泥濘の爲に河が詰つてしまつた、折角バンドが出来たが船が着かん、船を着けるには先づ山口街の外の泥を浚はなければならぬ、泥を浚はなければ船が着けることが出来ん、といふことが當時起りました。吳全議員席におつきになつて居る或方が熱心に泥を浚ふ計画を立てました。其の浚つた泥を何處に捨てるかと申しますと、其の當時の事情

(18)

(19)

は海光寺の向ふに幾つもある池を埋める、其の爲に泥を使ふといふ他に方法はないのであります。大溝迄行つて行つて捨てては費用が掛りますので出来ません、手近な所に捨てなければ白河の泥濘を除くことが出来ぬ、出来なければ船をつけることが出来ぬ、といふ状態にあつたのであります。従つて其の泥の捨場である池、即ち從來天然水を取つて居つた池が埋められてしまへば天然水の取り場がなくなる、といふ事が同時に起きるのであります。して見ると民會で配給して居る代りのものを何と考へなければならぬ、人造水を造るには一休どんな風な費用が掛つてどんな風な設備になるのか、といふことを幸ひに東京に行つた序に調べる方が宜からうと思つて行政委員諸君には別段お尋ね致しませんで私と連事だけの考で調査に手をつけたのであります。固より衛生上の見地といふことがないとは云ひませんが、汚い水より綺麗な人造水になることは結構だと思ひましたが、衛生上不都合だから人造水に替へやうといふ理由で思ひついたのであります。主として天然水の取場がなくなつては困る、取場がなくれば代りのものを考へなければならぬ、といふ理由から設立したのだといふことを御承知願ひ度いのであります。従つて其の調査の標準は民會の配給致します即ち日本人に配給致します約年三千噸といふことを標準と致しまして、一日の製造能力を約十噸といふ標準で調査致したのであります。序でに簡單でありますから其の結果を申し上げますが、幸に東京に参りまして築地町町内にあります帝國冷蔵株式會社の取締役技師長をして居られる西原君に於ける製氷界の權威者であります。其の方に近づきを得ましてお尋ねに行つたのであります。所が十噸位の規模のものでは経済的に出来ぬ、少くも二十噸、二十五噸位の規模の會社にしなければ算盤は取れません、之が第一のお答でありました。夫れから私は一體製氷會社を造るにはどの位の金が要るものでせうか、例へば紡績會社で一餅當り何圓で會社が出来るといふ風に一噸當りどの位の金があつたら製氷會社が出来ますかと尋ねました所が、日本であるならば一噸當り四五千圓あれば宜しい、但し五噸や十噸では困る、二十噸か二十五噸の能力のある會社ならば一噸當り五五千圓で出来るといふ話でありました。其の點は幾令十噸の會社が不経済だとして四五千圓から六七千圓、八千圓掛るとしても七八萬圓で出来るのであります。此の點に就て差程心配は致しませんでしたが、扱て人造水が原價どの位に上るかをお尋ね致しました。所が東京で使つて居る人造水は一噸が八圓から十圓掛るといふ返答でありました。之は私が今晩茲に即成で申上げるのであります。當時私の調べた結果を自信を以て、天津に返事をして来た手紙を持つて来て居りますから此の點で確かに作つてお尋ねするのでないといふことを取々御承知願ひ度いと思ひます。今申します一噸八圓乃至十圓の値段を十ポンドに換算致しますと、三錢五厘七毛から四錢四厘六毛といふものになります。して見ると天然水を十ポンド一錢二厘のものを使つて居るのに斯ういふものに替へやうといふことは非常に無理だ、先づ値段に非常な差があるといふことを聞きました。二十五噸の製氷に必要なコンデンサーの水が一晝夜約五千石要るといふことを聞きました。多いと思ひますが、民會発電所が夏になりまして同向側の池の水をコンデンサーに使つて居ります。此の製氷事業を始めると更に五千噸の水を使ふこと何うしても出来ぬことであると考へましたので、先づ以てコンデンサー用の水を得るべく塩坂井戸を掘つて見やう、偶々製氷會社に必要な許りではありません。水道を圍營にするに試験的に一本掘つて見やうでないかといふ説

は海光寺の向ふに幾つもある池を埋める、其の爲に泥を使ふといふ他に方法はないのであります。大溝迄行つて行つて捨てては費用が掛りますので出来ません、手近な所に捨てなければ白河の泥濘を除くことが出来ぬ、出来なければ船をつけることが出来ぬ、といふ状態にあつたのであります。従つて其の泥の捨場である池、即ち從來天然水を取つて居つた池が埋められてしまへば天然水の取り場がなくなる、といふ事が同時に起きるのであります。して見ると民會で配給して居る代りのものを何と考へなければならぬ、人造水を造るには一休どんな風な費用が掛つてどんな風な設備になるのか、といふことを幸ひに東京に行つた序に調べる方が宜からうと思つて行政委員諸君には別段お尋ね致しませんで私と連事だけの考で調査に手をつけたのであります。固より衛生上の見地といふことがないとは云ひませんが、汚い水より綺麗な人造水になることは結構だと思ひましたが、衛生上不都合だから人造水に替へやうといふ理由で思ひついたのであります。主として天然水の取場がなくなつては困る、取場がなくれば代りのものを考へなければならぬ、といふ理由から設立したのだといふことを御承知願ひ度いのであります。従つて其の調査の標準は民會の配給致します即ち日本人に配給致します約年三千噸といふことを標準と致しまして、一日の製造能力を約十噸といふ標準で調査致したのであります。序でに簡單でありますから其の結果を申し上げますが、幸に東京に参りまして築地町町内にあります帝國冷蔵株式會社の取締役技師長をして居られる西原君に於ける製氷界の權威者であります。其の方に近づきを得ましてお尋ねに行つたのであります。所が十噸位の規模のものでは経済的に出来ぬ、少くも二十噸、二十五噸位の規模の會社にしなければ算盤は取れません、之が第一のお答でありました。夫れから私は一體製氷會社を造るにはどの位の金が要るものでせうか、例へば紡績會社で一餅當り何圓で會社が出来るといふ風に一噸當りどの位の金があつたら製氷會社が出来ますかと尋ねました所が、日本であるならば一噸當り四五千圓あれば宜しい、但し五噸や十噸では困る、二十噸か二十五噸の能力のある會社ならば一噸當り五五千圓で出来るといふ話でありました。其の點は幾令十噸の會社が不経済だとして四五千圓から六七千圓、八千圓掛るとしても七八萬圓で出来るのであります。此の點に就て差程心配は致しませんでしたが、扱て人造水が原價どの位に上るかをお尋ね致しました。所が東京で使つて居る人造水は一噸が八圓から十圓掛るといふ返答でありました。之は私が今晩茲に即成で申上げるのであります。當時私の調べた結果を自信を以て、天津に返事をして来た手紙を持つて来て居りますから此の點で確かに作つてお尋ねするのでないといふことを取々御承知願ひ度いと思ひます。今申します一噸八圓乃至十圓の値段を十ポンドに換算致しますと、三錢五厘七毛から四錢四厘六毛といふものになります。して見ると天然水を十ポンド一錢二厘のものを使つて居るのに斯ういふものに替へやうといふことは非常に無理だ、先づ値段に非常な差があるといふことを聞きました。二十五噸の製氷に必要なコンデンサーの水が一晝夜約五千石要るといふことを聞きました。多いと思ひますが、民會発電所が夏になりまして同向側の池の水をコンデンサーに使つて居ります。此の製氷事業を始めると更に五千噸の水を使ふこと何うしても出来ぬことであると考へましたので、先づ以てコンデンサー用の水を得るべく塩坂井戸を掘つて見やう、偶々製氷會社に必要な許りではありません。水道を圍營にするに試験的に一本掘つて見やうでないかといふ説

(21)

(22)

が行政委員諸君の中にあつた際でありました。其の結果を待つて製氷事業の計画を進めたら宜からうと思つて居たのであります。之も色々事情から現在居留民のお考とは稍々趣が違ふかも知れませんけれども、固より綺麗な氷を使ひたいといふことありまして、又段々池が埋つて行つて遠方になりまして矢張り高い氷を使はなければならぬといふことも考へて天然氷に代る人造氷の事業を民間がやらなければならぬといふことも考へたのであります。即ち私はどの點から考へても製氷事業を此處に計画することに對しては斷じて反對の意見を持つて居りません。非常に賛成であります。只併し、非常に公衆衛生上良いことであつても経済といふことを固より考へなければなりません。私が東京で調べて八圓から十圓掛ると聞いてギヤパンと考へたと同じやうに経済といふことを考へて只公衆衛生といふことだけで此の問題の可否を決することは出来ないと諸君も充分御了解のことと思ひます。經濟上は如何に取れば宜いのか、國策でやらなければならぬといふ考へを持つて居りました。斯ういふことでは、固より如何に考へても私が之から論じやうと思ひます。私が此の事業に當つては、經濟的の考へを以て居留民の難方に對する反感から反對をする、此の事業にケチをつけやうとするといふ風なお考を如何にか取り去つて私が此の事業を眞面目に考へ、民間が株を持つといふことに對しては始めから其の考へを以て持たせません。充分に研究して持つべきものは喜んで賛成します。持つべきからざるものは持つべからざる議論を充分致し度いと思ひます。斯ういふ風にお互が先刻總領事の云はれる通り全く白紙で極めて公明な態度で議論致し度い、といふ立場に居ります。只私は茲に居留民諸君に豫め御了解を得て置きたいことは、私自身先刻申しましたが、財的懸念か

ら私は株を持つて居りません。又持つて居りません。私から各位に此の點立入つて御質問申上げるとは私一個であつたら甚だ非禮で、甚だ申譯ない立場でありますけれども、併し今晩議題にある所の民間に於て二千株以上を所有せよといふ議案を討究致します場合に於ては私は自分が株を持つといふことよりもつとゞ重い責任を感じて、即ち五千の日本人と三萬の居留民、此の三萬五千人を代表して居る吾々居留民議員は之等の人に代つて民間が株を持つて持たないかをきめるのであります。自分分のふところの金で持つて以上は重大な責任を感じ、會社の内容に就ては十二分に研究して十二分に得心が行つた上でなければ賛成か不賛成かはつきり言ふものでない、といふ立場から相當に立入つて御質問申上げるといふことを如何にか豫め御了解を得て置きたいのであります。

然らば御質問申上げます。第一の條項は何であるかと申しますと、資本金の關係であります。會社の目論見書は私に昨々口傳を以て拜見致しました。前に行政委員に用いたのを拜見致しましたが、最近最も新しい決定をなすつた分を拜見したのでございます。夫れに依つて見ますと、固より資本金の中に運轉資金といふものも一萬何千ありまして、極めて大ききつて決定致しまして二十五噸の製造能力のある會社の資本金一拾萬圓、一噸當り八千の勘定になつて居ります。金の相場に直すと六千六百圓、此の中から融通資金を除きまう少し減りますが、大体さういふことになつて居ります。夫れから其の中で建物の費用を除きまう少し減りますが、つき機械の製造設備等を計算して見ますと約十二萬圓程になつて居るやうに拜見致します。即ち此の會社の資本金は一噸當り約金の六千五百圓、此の中に機械の費用が四千七百圓見當るものであるといふことが察はれて居るのであります。私が先刻申し申上げますやうに一昨年ではありま

(23)

(24)

すが、私が東京へ行つて調べた時、一切合切つくるめて、土地は別であります。土地は借地する場合がありますし、用金の極く安い土地もありますが、建物を含めてどの位要るかといふ質問に對して一噸當り四五千圓で出来るといふお答を得たのであります。決して此の會社の計画が杜撰だといふことを前提で申上げるのはありません。斯くも私が一昨年聞いたのと此の會社の計画とは随分開きがあるといふことを皆様よく御了解なさることと思ひます。又建物は一体どの位の要るのだと聞いた時、一噸當りの氷を冬に拵へて夏分の餘分の貯氷も加へて約二百五十坪の建物が必要といふこと、といふお話でありました。今度の會社は目論見書には三百六十坪要ることになつて居りますから東京で聞いたのより百坪程多い、之も資本金の積る一つの原因であります。東京では約四五千圓で製氷會社が出来て、此の中二百五十坪の建物が必要といふ計算から申せば一坪二百圓は極く安くても掛ります。五萬圓の建築として、十二三萬圓に見ても七八萬圓は二十五噸の機械代として即ち一噸當り二千七百圓から三千二百圓は掛るといふことになるのであります。現在會社の四千七百圓の目論見書から見れば四五割の差があるのであります。之は併し色々意味があるのには違ひないと思ひます。だから私はお尋ね申上げたのですが、資本に關する條項としてお尋ね申上げるとは二點あります。大連とか、青島とか此の附近の製氷會社で一噸當りの資本金がどの位に居るかといふことをお調べになりませんか、若しお調べになつて居るのだつたら夫れを伺ふと非常に吾々の参考になることが多いと思ひます。お調べがないなら強て此處で申上げてお尋ね申上げます。併し凡そ製氷會社、紡績會社の計画とか事業に就て、滿洲の何處の製氷會社が一袋の生産に何ぼの資本が掛つた紡績會社の一錠に付て、どの位掛つたといふことを調べるのが資本家の例でありますから若しお調べになつたものがあるなら

は何ひ度いと思ひます。夫れから機械に就て、如何に機械を御注文になつて居るのであります。私の聞く所ではヨークといふ製氷機械が世界で最も能率の宜い機械といふことを聞いて居ります。何ういふ機械を御注文になつたか知りませんが、恐らく機械は餘程優秀なものを用ひになつたのだと思ひます。優秀なものだから之だけの高いものであるけれども斯ういふ一流三流の機械を使へば大變吾々として参考になると思ふのであります。

第二にお尋ね申上げたいことは生産費のことです。先刻も申しましたやうに私が本案で聞いたのは一噸に八圓から十圓掛ると聞いて居りますが、現在の目論見書を拜見致しますと、一切の支出は重役の手當から何迄一切込めて三萬七千二百圓から四萬圓を引きまして賣上の六千五百四十圓で割つて見ますと、四萬五千圓で氷が出来ることになつて居ります。又東京での話を差があります。或は電力が非常に高いかも知れません。又人夫の賃銀も高いであります。労働の差といふことはあります。併し電力の如きは水力電氣を使へば一錢か二錢にも足らない動力を各所で使つて居るといふことは皆御承知だらうと思ひます。私の調べも夫れ御承知であります。その中で何に於ても、私に聞かされたことでは、果々そんなに安く出来るものかと非難するものではございませんが、私の聞いて来た八圓乃至十圓といふのと、此の目論見書の四萬五千圓の間に餘りがあるから、就きましてもは生産費に關しても、只今青島の方でお伺ひしましたやうに、大連の製氷會社が一噸三圓位で出来るとか、五圓位で出来るとか、といふ風な御調べがなければ私の疑念が晴れるのであります。何かお伺ひ致すのであります。同時に大連、青島の台社で使つて居る電力が一キロワット幾等であるかといふことも聞かせて貰は

大變不安が除けるのであります、同時に天津にも華界とかワットソンとか極めて小さな規模ではありませうが、興業會社もあることであるから此の調べるべきところからしては参考になり得ると思ひます。

然れにしても卒直に申上げると餘りに安くありはしないか、御遠慮がかりはしないかと思ふのですが、夫れは心配ない、斯ういふ成算があるといふことであれば四五百四仙といふ算出の資料をお持ちであつたら夫れを提出して御説明願ひ度いと思ひます、斯ういふことは私が決して意地悪とか何とかいふ風に考へて預かないで、既に発起人もお聞きでせうが、世間では非常に高い機械を他處の見積りのつかない中に買つてしまつたとか色々なことを言つて居ります、之を解かされる上にも私の質問に明快にお答にすれば世間の噂も消えるのであります、材料があるならば却座にお答願ひ度いし、其處になくてもお答にあれば御答辯の時間は短くも構ひませんからお取寄になつてお答出来るものならお答願ひ度い。

次にお尋ね願ひ度いことは敷地の問題ですが、六千五百四十噸の中、五千五百噸を日本租界に配り後は外國租界に千四百噸お買ひになる計算になつて居ります、之は非常に難しい問題だと思ひますが、恰度一昨日上野會社から民間調査課で調へたといふことを伺ひました、夫れから會社がお出しになつて居る傳單といふものがありますが、之は無効會社がお出しになつたので、取引に關する傳單が出て居ります、あれを見ても警察と民間の調査では、大軍に出ます、宿屋が支那人が百六十四軒あるといふことになつて居ります、調査課の調べに依つて既記しますと、何うしても四千噸近く使ふやうに決定したのであります、其他日本人の會社に三噸程需要もある、支那人の會社等も日本租界にありませうから之も使ふに違ひない、彼等も合せて

(25)

と五千五百噸の決定が少し少な過ぎはしないかと思つて居ります、五千五百噸を日本人に何千噸支那人に何千噸、其の中でも家庭用として少く使ふものは何軒あるか、多く使ふものは何軒あるといふ豫算をお持ちになつて居ることと思ひますから其の豫算も一應御返事願ひ度いと思ひます二つありますから長くなりますから先此御返事を伺ひ度いと思ひます、之は提案者にお尋ねするのが本筋であらうと思ひますが、提案者が色々御研究になつて居ると仰つても斯ういふ御研究になつて居ないと思ひますので何うぞ發起人の方からお答願ひ度い。

○行政委員(田村俊次君)

白井君の御質問は私も別に黨派的觀念を以てお尋ねになるとは恐ろしく思つて居りません、實際公益本位にして内容を御尤もなと思ひます、私も責任を以てお答へ致します、今御質問の製氷の噸當り凡そ幾らの相場であるか、白井君は内地で四五千圓といふことをお聞きになつたさうですが、吾々此の討論を立てます前に之も内地夫れから大連、滿洲各所方々問合せて得ました所の情報は噸當り内地に於きましては八千圓乃至一萬圓である、夫れは白井君の調べられたのとは基本が少し違ひますが、請り土地を買ひまして、建物を建築しまして、機械を買入れまして、さうして其の噸當りの決定が金の八千圓乃至一萬圓ださうであります、夫れから尙或方南から來ました情報に依ると日本製氷噸當り五千圓といふこととあります、何故さういふ風な差があるかといふことを更に調べて見ました所が、日本製氷噸當り百四十噸所の製氷會社を殆ど半額位で買致しまして非常安く買入れた、其の全工場を合算した平均率が噸當り五千圓になり、斯ういふ例外であります、其處で私先づ五千圓と踏みまして、さらば今吾々が發起せよとする計畫しやうとする製氷會社は噸當り五千圓の資本があつたらば出来るのだといふ

(26)

其の時に概念を得たのであります、夫れから段々計畫を進めまして先づ出来上りました、専門家の計畫設計を受取りまして私は無論素人でありませうから色々と機械無様に研究しましてさうして坪五十坪で買ふとして洋館にせんとするあの建物は大方舊いのでございませうが、あれも新築することに致しまして、之を坪四十坪で出来るとして夫れから今度買はんとする機械を入れて、さうして其の綿織装置から内部の造作を完全にやるとして其處で二十五噸の製氷能力を擧げるとするならば噸當りどの位になるだらうといふことを決定したのであります、さうした所が、今度此の會社でやりますのは二十五噸は製氷でありまして、十八噸が冷蔵であります、合計四十三噸の能力があるのであります、四十三噸の能力を擧げます製氷力の夫れに必要な只今申上げた總ての價格を噸當りにしますと五千九百拾噸といふ數が出たのであります、其處で内地では噸當り金の五千圓である、此處の土地では五千九百拾噸である、弗と金の差はありますが餘り大した差はない、夫れであるならば今迄専門家に聞いた設計見積り、機械の代金はさう高いものでないといふ確信を得たのであります、夫れから機械の式であります、日本使つて居ります機械はヨークビルター、ホルクス、夫れからハウ等色々な機械がありまして、一番ヨークが有名であるが一番古い型であります、ヨークは昔は非常に流行致しまして各所に使ひました、殆どヨーク一人舞台であつた時代があります、所が段々新しい改訂された色々な機械が入つて参りました、さうしてヨークは二噸、三噸即ち五噸以下の製氷には大變に便利である、併し乍ら十噸、二十噸以上の製氷ならば彼のビルターとかホルクスの方が便利であるといふ所から近頃では餘り此のヨークは日本でも何處でも使はないのであります、其處で私が註文しました其の先は木下は、冷蔵

製氷機械の据付總て其の方を専門に幼少の時からやつて居りまして、殆ど現今に於きまして、農林省當りでも既に一定の信用を得て居ります、立派な専門家であります、其の人の意見を聞きますと、色々と言ふヨークは之である、ヨークの長所は斯うである、短所は斯うである、ビルターホルクスも無論立派な機械である、併し乍ら私は、といふのは木下は、凡て夫れ等の機械をいぢつて居つた経験はあるが、近頃では「ハウ」といふ製氷機から來て居るものが最新式の機械であつて、能率もよし、非常に便宜な機械である、さうして價も比較的低廉である、だから私は近頃では色々な註文も受けるが、何時も特別の指名でなければ「ハウ」を御用願する、既に各地に於て二百何高所の据付もやつて其の成績は充分上つて居る、といふ權威ある専門家の實際に於て、現在に於ての経験の意見を聞きましたから私は之を信じまして此の「ハウ」といふのを木下商店に頼んだのであります、其の「ハウ」を使ひまして、只今申上げた噸當り五千噸になるのであります、内地の標準とは決して高いことではないのだといふ確信を得たのであります、夫れから尙今度註文致しました「ハウ」といふ機械に近頃改良致しました附屬機械をつけまして、詰り今迄あります他の製氷機械に比較致しまして、低壓と高壓が、コンプレッサーを入れます時「ハウ」は何時平均した速度で後で以て中に入る、其の點が「ハウ」の長所である、他の機械は低壓と高壓が何うしても中に入る「ハウ」は夫れが平等に入るので大變便宜なといふ長所があります、尙動力が今迄の他の機械に比較致しまして噸當り先づ普通三百馬力の動力が原則でありますけれども「ハウ」は二百二十馬力即ち約普通のものに較べますと四十三噸の動力を使ひますのに「ハウ」の方ですと二百二十馬力で済むといふハウは動力の節約の出来る機械ださうであります、さういふやうな長所がありますので恐ります爲に他の見積を取りまして所謂競争購買とい

以上述べた通りであります、夫れから段々計畫を進めまして先づ出来上りました、専門家の計畫設計を受取りまして私は無論素人でありませうから色々と機械無様に研究しましてさうして坪五十坪で買ふとして洋館にせんとするあの建物は大方舊いのでございませうが、あれも新築することに致しまして、之を坪四十坪で出来るとして夫れから今度買はんとする機械を入れて、さうして其の綿織装置から内部の造作を完全にやるとして其處で二十五噸の製氷能力を擧げるとするならば噸當りどの位になるだらうといふことを決定したのであります、さうした所が、今度此の會社でやりますのは二十五噸は製氷でありまして、十八噸が冷蔵であります、合計四十三噸の能力があるのであります、四十三噸の能力を擧げます製氷力の夫れに必要な只今申上げた總ての價格を噸當りにしますと五千九百拾噸といふ數が出たのであります、其處で内地では噸當り金の五千圓である、此處の土地では五千九百拾噸である、弗と金の差はありますが餘り大した差はない、夫れであるならば今迄専門家に聞いた設計見積り、機械の代金はさう高いものでないといふ確信を得たのであります、夫れから機械の式であります、日本使つて居ります機械はヨークビルター、ホルクス、夫れからハウ等色々な機械がありまして、一番ヨークが有名であるが一番古い型であります、ヨークは昔は非常に流行致しまして各所に使ひました、殆どヨーク一人舞台であつた時代があります、所が段々新しい改訂された色々な機械が入つて参りました、さうしてヨークは二噸、三噸即ち五噸以下の製氷には大變に便利である、併し乍ら十噸、二十噸以上の製氷ならば彼のビルターとかホルクスの方が便利であるといふ所から近頃では餘り此のヨークは日本でも何處でも使はないのであります、其處で私が註文しました其の先は木下は、冷蔵

(27)

製氷機械の据付總て其の方を専門に幼少の時からやつて居りまして、殆ど現今に於きまして、農林省當りでも既に一定の信用を得て居ります、立派な専門家であります、其の人の意見を聞きますと、色々と言ふヨークは之である、ヨークの長所は斯うである、短所は斯うである、ビルターホルクスも無論立派な機械である、併し乍ら私は、といふのは木下は、凡て夫れ等の機械をいぢつて居つた経験はあるが、近頃では「ハウ」といふ製氷機から來て居るものが最新式の機械であつて、能率もよし、非常に便宜な機械である、さうして價も比較的低廉である、だから私は近頃では色々な註文も受けるが、何時も特別の指名でなければ「ハウ」を御用願する、既に各地に於て二百何高所の据付もやつて其の成績は充分上つて居る、といふ權威ある専門家の實際に於て、現在に於ての経験の意見を聞きましたから私は之を信じまして此の「ハウ」といふのを木下商店に頼んだのであります、其の「ハウ」を使ひまして、只今申上げた噸當り五千噸になるのであります、内地の標準とは決して高いことではないのだといふ確信を得たのであります、夫れから尙今度註文致しました「ハウ」といふ機械に近頃改良致しました附屬機械をつけまして、詰り今迄あります他の製氷機械に比較致しまして、低壓と高壓が、コンプレッサーを入れます時「ハウ」は何時平均した速度で後で以て中に入る、其の點が「ハウ」の長所である、他の機械は低壓と高壓が何うしても中に入る「ハウ」は夫れが平等に入るので大變便宜なといふ長所があります、尙動力が今迄の他の機械に比較致しまして噸當り先づ普通三百馬力の動力が原則でありますけれども「ハウ」は二百二十馬力即ち約普通のものに較べますと四十三噸の動力を使ひますのに「ハウ」の方ですと二百二十馬力で済むといふハウは動力の節約の出来る機械ださうであります、さういふやうな長所がありますので恐ります爲に他の見積を取りまして所謂競争購買とい

ふやうなことを避けて、獨斷獨行を以て此の「ハウ」といふのを註文したのであります、私は夫れだけお答へ致します、生産率は勝田君から。

○行政委員(勝田重直君)

生産率に就て白井氏から説明を求められた結果、今茲にお答へ致します、貴下の中される通り一噸當りの値段は間違ございません、矢張り私共も四萬五千四百八噸といふ計算が立つて居ります、其の計算の出所は先づ電力料、水道料、夫れに目論見に掲げてあります所の凡ての経費が含まれる譯であります、先づ一噸製氷するに要します、馬力は三馬力見當りあります、夫れで一キロワット二仙と致しまして二十四時間の總数は金額に致しますと一噸七仙四厘二毛といふ計算になります、夫れで今度は一噸に就て水が二百九十四ガロン、要ります、勿論之は二割増加してあります、眞實に要する水は之から二割減りなのです、千ガロン八十四仙といふ法規の規定から計算致しまして約二十四仙七厘掛ります、夫れで電力料と水代の合計が一噸三十二仙強になりま

(30)

(29)

振合、詰り消極的の振合を幾ら計算して見た所で仕方のないものでないかと考へられます、けれども信任を得る爲には十分調査もして見なければならぬかも知れませんが、先づ此の計算に信任を置くことが出来れば假令東京で製出する一噸の値段が八圓乃至十圓といふ経費が掛るに拘らず斯ういふ餘りに安い計算が出るといふことは何か其處に缺陷か、計算洩れでもあるのでないかといふ疑を起させるものとして、一面何等か不安を感じしめるやうなものにならないとも限りませんが、併し私共の計算は十分之で間違のないものとして計算して居ります、さつと考へて見ましても先づ職工の賃銀に於て多大の相違がある、内地に於ては、製氷職工が一八一圓六十錢掛りますが、當地に於ては先づ四、五十仙で足りるものと思ひます、茲に多大の開きもありまして差程不安を感じないで済むだらうと思ひます、配給に付ては最も正確な計算を發表しろと云はれても實は数字的には合はないことは先づ明らかでございますから其の點は豫めお断りして置きますが、先づ日本租界内の總需要数が今迄の天然氷の取扱ひに徴しまして十萬個を見れば間違のない数字でございます、夫れは租界内の配給になつて居るものが、配給より貯蔵して居るものが四萬三千個でございます、さうして後支那人方面に向きますのが其の餘の個数になる譯でございます、確實な推定数は先づ十萬個と見て差支ありません、開きがありましても此の上二萬個とは出ないといふ計算であります、此の計算に誤りがなければ十萬個は一個八十斤と見て差支ないと思ひますから、さうして八十斤は約四百ポンドといふ計算になります、此の需要数が十萬個ですと一千萬ポンド、即ち四千四百六十三噸であります、さうして製氷會社が一年三百日の算用日数と致しまして勿論之は急ぎます時には三百六十五日迄出来る譯ありますが、此の間に機械の手入等見積りまして三百日と致しまして、二割減るものとして計算致しますと、六千

(32)

(31)

五百四十噸でございます、之は目論見書にも出て居りますから此の差は、詰り四千四百六十三噸と六千五百四十噸との差額を外國租界に販賣し得るものになります、夫れで、其の全需要數量は何うして吾々推定したか、之は勿論租界内に戸数がどの位あるか、四千八百戸現在ではあります人口がどの位あるか、二萬五千と先づ見積りまして、此の中で最大需要者たる旅館、飯店、肉屋、食料品店總數百六十八個あります、其の中主なる店舗三十一戸に就きまして、正確な需要數量を調査致しました、さう致しますと、旅館、飯店十五戸の平均が七百塊、夫れから肉屋の二十六戸の平均需要數量百塊であります、鮮果店が百八戸、平均需要數量が七約四百塊と算定することが出来、此の算定は非常に多く見て間違のない所を出さうと焦つた關係上、此の能力を以てすれば租界内の需要を満たすといふことは何ら御懸念がなくて済むかと思ひます。

○行政委員(白井忠三君)

私のお尋ねの仕方も悪かつたと思ひますが、お尋ねの要點に觸れないのは却て時間が長くなつて大變皆さんに恐縮致しますが、私は今田村君からの御答に依つて非常な發見を致しました同時に會社としては私のやうな誤解を起す人も澤山ある點でありますから、此の目論見書の上記其の點を十分御説明の必要があつたと思ひます、二十五噸製氷會社(冷蔵庫付)設立目論見書)となつて居る、お尋ねを伺ふと四十三噸の製氷力ある機械を買ふのだといふのです、其次に二十五噸製氷機及基礎工事費一切八萬一千四角冷蔵庫百八十一立方坪冷却装置總額工費一萬七千餘圓、之れだけで十八噸製氷力があるといふことは解らないことになり、冷蔵庫は百八十一坪の中に入つて居りますか。

○行政委員(田村俊次君)

○行政委員(白井忠三君) 製氷機は、冷蔵庫のコンプレッサーです、製氷機は出て居りません。

○行政委員(白井忠三君)

解りました、製造高五千五百噸の中、支那人で大量に使ふものが二千噸、三千噸、日本人の家庭に使ふものが三千噸とか此の五千五百噸を何ういふ振當てをして居られるものか、之を多過ぎるとか少いかといふことをお尋ねしたのであります、後から機會があつたら何うか。

○行政委員(勝田重直君)

では今一寸、支那人の多く用ひます店舗、夫等に要しますのが六萬九千六百個、之を噸に換算しまして三千七百噸でございます、之に加へますのに租界局貯氷數量四萬三千個、之を噸に換算しますと、千九百六十四噸になります。

○行政委員(白井忠三君)

解りました、後は支那人の細いのでせう。

○行政委員(勝田重直君)

○行政委員(白井忠三君) 夫れでは後もう二つだけお尋ね申し上げますが、お尋ね中上げる要點は後で書いて差上げますから其の御返事を願ひ度いと思ひます、お尋ね致します第一は、大量需要者に割引する御計劃の内容に就てお尋ね中上げ度いのです、皆さん御承知の如く人造氷は誠に結構だが、高いのを買ふのは困る、といふ答は支那人と言はず、日本人と言はずあるのであります、先達との民會に於て此

(34)

らん分に對しては鏡を拂はなければならぬが二仙程の、詰り諸君の使ふ八仙の水が斯ういふものを決定すると一つの塊が十五仙につく、斯ういふ陳年の説明になつて居ります。米會社の御説明に依りまして、千個使ふ時は、米を前金で八百使ふものは千二百仙になるのだといふことになるのですが、八仙は十五仙になりまして千二百仙を一年に負擔して居るのであるといふことになり、所が會社の人達は二割程天然水より溶けるのが悪いといふことであるから、千個要するものは八百個で済むといふ事取早し話があるのですが、其の八百個の定價から三割引いたものは幾らになるかと決定致し、千九百六拾仙になり、さうすると八百で済んで居つた算盤から勘定致し、千九百六拾仙高くなり、會社の言ふ通り運搬費や何かを加へたものとして計算すれば千二百仙といふので千九百六拾仙高くなり、私が先刻米五千五百仙を何處と何處といふ風に配給するかとお尋ねしたかつたのは、夫れを算出しますに凡そ千塊以上使ふ家が何軒位になるかといふことを知りたかつたのであります。私が民間調査課で調べたものを十台として算出すれば千四百いらいといふことになり、更に一割五分引、五百個以上使ふといふ方のものであります。即ち恰度千個の半分年に四百使ふ人であり、其の人は一割五分しか引いて貰へない為従来四百使ふで居つたものは千九百九拾仙はなければならぬことになり、一寸三倍程になります。之は會社の言ふ通り一個八仙ではあるけれども後から利息やら巴々たもの加はるから十五仙になるのだといふ計算を基礎にすれば七百五拾仙程になり、従来四百使ふ程のものが、現に角斯ういふ計算が出るのであります。此の分の數量が先張り民國の調査課の調べを基礎として行

(33)

の點に付て田村君から色々實際的な御説明がありました。私等も算盤の上で片方は百斤いらい、人造米は百斤かゝらないといふ計算には大變差があつたやうに考へましたが、田村君の誠實に實際的の御説明で即ち一方は三十斤許りのもの、一方人造米は十封度で、日計むから一箇月家庭では一佛五十仙と二佛十仙の五、六十仙の差で此の橋本米が使へるといふ御説明は誠に實際的の御説明と思ひます。此の點は十分信用申上げることが出来ると思ひます。従つて家庭用の米が幾らか高いと言つても衛生的にも十分の自覚ある日本人に對しては決して無理なことではないと思ひます。併し大抵の支那人に對する分は會社としては最も慎重にお考へにならなければ非常な苦情が起る譯だと思ひます。其處で先送つて田村君から諸方が御質問に對してさういふ澤田使ふ者に對しては三割位引く程といふお話のあつたことを覚えて居りますが、最近先刻お訪ししました傳單をお配りになつて居りますが、夫れで見ますと一年間に五百個使ふ者は一割五分割引する、使ふ家に對しては三割位引する、同じやうに塊を一年中に五百個使ふ者は一割五分割引する、五百個以上使ふ者は一割五分、千個以上使ふ人は三割引、といふ傳單が出て居ります。之に對しては私は何ういふ程度の需要があるかといふことを調べて見たのであります。實際の計算は會社が斯ういふ割合になるぞといふ傳單を基礎として私は計算して見たのであります。先づ一年に千個以上使ふといふ家を、極く平たい言葉で申しますと年八百程使ふ人は三割引にして貰へるといふことになるので、さうすると年八百使ふ所は一つの塊が八仙といふ額になつて居ります。所が會社の御説明に依りましてと成程米屋に先渡すものは八仙だらうけれども、別に運搬費が二仙掛る、米屋から取寄せるのに二仙程掛る、一年程前金で渡すから利息が又一仙程つく、水が溶ける爲に損をするのが約一仙程になる、夫れから契約をして引取らん分が出来る、引取

(36)

御計算になつて居るものは一年に二千百仙しかありません。「右ノ内減價販賣ニ依ル収入減」となつて居りますが、定價の噸七佛八拾四仙の三割引といふことを標準と致し、一噸二佛參拾何仙引くことになり、千塊の使用が千噸あればそれで既に千三百仙となる、それでは外の者に割引が出来ないで困るから先づ三割引のものはないとして、一割五分の割引を全部にすると假定して計算して見ますと、一佛十七仙いらい引くことになり、千九百八拾仙といふ数字になります。二千百仙といふものが間違はないと致し、斯ういふ計算は總數千八百噸ですから七十五噸は割引して貰へるが、後の八十噸は割引して貰へないといふこととが出て來るのであります。總數千二百仙といふ計算の數は何か誤りがあるのではないかと、私かと思ひます。此の割引の方法に依りましてと割引の恩典に預るものは極めて少いといふ結果になり、さうして、何うしても二千百仙といふ計算の數は何かの誤りがあるのではないかと、私かと思ひます。私が調べ上げた所に依りまして、どうしても千噸以上使ふものに對する割引料は千四百仙以上、五百噸以上は二千九百仙以上、合計五千四百仙からの割引料を計算しなければ普通通りに割引を實行することは出来ないといふ私は数字を持つて居ります。詳しいことは一々申上げませんが、此の数字は間違ないものであります。其處で二千百仙といふ数字が五千四百仙になると三千何百仙かの差です。會社の全体の計算に相違ないかも知れませんが、前刻申上げましたやうに割引されないので此のまゝでは濟まん、もう一つ考へて割引してやらなければならぬものといふ私の主張の通りになるとすれば、會社の救済計算に非常な異動が生じて來ます。其處で私が假りに三割引されるもの、一割五分割引されるもの、全然割引されないもの、此の三通りに分

(35)

きますと、約千六百噸あるのであります。此の割引料が千八百噸程あります。三割引くもの、割引が、千四百仙、一割五分引のものは千八百仙、此の合計は三千いらいになるのであります。何故斯ういふことを調べたかといふと、後から申上げますが、茲に考へなければならぬことは四百佛以下即ち年に三百佛使ふ、二百五拾佛使ふ人があるかも知れません。之等の人は割引して貰ふことが出来ない規則になつて居ります。之は如何なるかと思ふのであります。其の五百佛以上の人がどれだけ高くなるかと申しますと、結局八拾佛に居つた人は三百六拾佛掛ると致し、四拾佛の米代を拂はなければならぬことになり、會社の言ふ通り五百拾佛だと致し、二倍七分の負擔が殖えることになり、此の割引計算の方から見た數字であります。もう一つ、つづくるため、澤田君の調べと私の調べは一致して居りますが、私が調べたのは支那人の大體需要者の百六拾八噸の全體に對して約三千噸使ふといふ計算を私も出して、其の三千噸の中で割引して貰ふ人が千數、六割一寸でありまして、後は割引を全然し引を受けないといふことで商賣用に米を使つて居る人達に不満が起らないであらうか、私は相當嘆息しい非難が起らないかと思ふのであります。餘談でありますけれども、之を妨がが爲に支那人を煽動して反對させて居るといふ相當非難の條を開きました。夫れをしますかと思へんかに拘らず、支那人は金といふことに對して鋭敏であります。八拾佛で済んで居つたものが三百佛掛るといふことに對しては私共の煽動といふことなしに必ず躊躇だらうと思ひます。會社當局者として十分御考慮を拂はなければ此の會社の發達の妨げにならないかと思はれるのであります。數字を上げて何故お尋ねするかと申しますと、日論見書の中に割引の爲に於て金として

(37)

けて従来天然水を使ふのと合社の人造水を使ふのとだけ負担の差が起るかと思つて見ました所が、一年一萬二千弗、三割割引して出て来るといふ計算を出して居ります、一寸細かに申上げますと、三割割引される人が千三百六十弗で済んだものが、千三百六十弗、一割五分引の者が千六百弗で済んで居つたものが一萬七千七百弗、其他割引されないものが千三百六十弗で済んで居つたものが四千二百弗出さなければならぬ、之を通算して一方二千二百弗の負担がふゝるといふことになり、之は日本人に全然関係のない支那人だけで、之を支那人に強いたのでは必らず支那人はぶつ／＼言ふのだらうと思ひます、ぶつ／＼言ふ奴は押さへつ／＼つ／＼といふ議論は彼にしまして、合社は本計畫にございまして通りして行く上、どうして此の上の考慮を拂はなければならぬと思ひます、合社の速成書には、天然水と人造水は價格上大差ない、と聲明して居りますが、三割になつたり二割になつたりするとは、天然水のことではありますから、私に都合が悪いのであります、どうしてもう少し考へなければならぬ、さうしますと、假りに一萬二千弗積んで居る、二千弗我儘して一萬弗割引してやるといふことになり、先刻の三千弗と一萬弗、合計一萬三千弗を此の合社の收支豫算から差引いたら合社が便宜するものはなくなつてしまふといふ結論になるのであります、其處で二千二百弗の割引は三割割引が何程ですか、一割五分引が何程ですか、私の計算と合社の計算との位の開きがあるかを伺ひたいと思つて居ります。

○永安平吉君 天然水の場合三割割引を以て居りますか。

○行政委員(白井忠三君)

○清水幸三郎君 貴下の一萬二千弗は千二百弗の差になります。

○行政委員(白井忠三君)

(38)

此方が違つて居れば人造水も違つて居ります、割へは同じ單位にして居りますから、私が一萬噸といふのと千噸といふのとが差があれば何方も違つて居りますから同じ事です。

○永安平吉君 例へば千噸に就て八十弗のものを貴下が八百弗になると言つたら大變な違ひ。

○行政委員(白井忠三君)

桁が違つて居るかも知れません、天然水が違つて居れば人造水も違つて居るのですから、今言ふやうに割引されないものに對して割引せんで宜いかといふ質問に影響ありません、其の次は運賃のことです、合社の目論見書を見致しますと、日本租界運賃が五千五百噸分で七千五百弗になつて居りますが、一噸に對して、今のやうな位を間違へないやうに申上げますが一弗三十何仙になると思ひます、傳單の方を見致しますと運賃百磅のものが一個二仙となつて居りますが、百磅二仙とすると、一噸四十四仙八厘になるのだらうと思ひます、一弗三十仙と四十何仙では大分違ひがあるやうですが、之は何か計算の間違ひでございせんか、伺ひたいと思ひます、割引に對してお尋ねしたことは二千二百弗の割引料が日論見書に出て居りますが、三割引は何程ですか、一割五分引は何程ですか、此の二口以外に割引をお尋ねにならなくても宜いでせうか、此の事は値段に關する點の御質問であります、夫れから運賃に關する御質問は算出の方法を伺ひたい斯ういふ譯であります。

○行政委員(勝田重直君)

お答へ致します、五百個内外のものは九割でございます、數量は百磅と見まして四十四萬五千磅であります、之を百磅三十五仙の定價を以て配給致しますとしまして、一千五百五十七萬五千仙になります、之の一割五分が二百三十三萬六千二百五仙になります、千噸以上の需要

(39)

が十二噸あります、此の數量が百六十三萬磅であります、百磅三十五仙と致しまして、五千七百五仙、之が三割は一千七百一十一仙五厘と成ります、以上合計しますと割引に依る収入減が一千九百四十五仙五厘と成ります、尙需要増加に其へる爲に約三千噸の需要者を餘分に見積つて居ります、此の割引料が二百餘仙と致しますれば、以上二千二百弗、之が収入減の計算であります、此の他に割引する必要があるか何うか、といふ點に付ては營業の部類に居ることなので、後に重役になられる方が其の事をよく練つて合社が餘り損害にならない程度に極めて低廉なる水を配給しようといふ主義に悖らないやうに努める筈になつて居ります、夫れから運賃のことは、只今傳單にある値段と日論見書にあるのと混淆されて白井さんの御質問でしたが、あれは全く此の目論見に依る計算とあの傳單に現はれた所の運賃なるものは全然懸念が違つて居ります、傳單に現はれたのは天津に於ける約百磅に近い八十斤位の水の塊を契約して置きます、吾々が茲で合社に於て配給しようといふ數字とは其處に差が生じて来る譯なのでございまして、一方は天津市中に於ける支那人が水を契約します時運びます一塊の運賃であり、日論見とは全然懸念が違つて居ります。

○行政委員(白井忠三君)

解りましたが其の懸念は違ふのでせうが、餘り差があるものでもう少し天然水の運賃が高つくつてないかといふことでお尋ねしたので、實際二仙です。

○行政委員(勝田重直君)

價が二仙だといふことではあります、確實な統計を取つて見ての計算ではありませんが、大概二

(40)

仙といふ通り相場になつて居るさうでございます。

○行政委員(白井忠三君)

解りました、二千二百弗の内譯を伺ひましたが、要するに五千五百噸の水の賣上は合社の御計算に依ると四萬三千二百二十弗になつて居ります、三割引のものと一割五分引かれるものも突んで現に角四萬三千二百二十弗の中割引されるものが二千二百弗しかないのですから割引される数が非常に少いといふことが之で解るのであります、詰り割引されるものが百分の五にしか當つて居らないのであります、さう考へて宜しいでせうか。

○行政委員(田村俊次君)

其の通りです。

○森川照太郎君 議長にお願があります、今晩は未だ質問者が三人しかありません先刻質問から討論に移るやうに御注意がありました、甚だ重大な議案と思ひますから何うかゆつくり質問し、ゆつくり討論するやうに議長お取締りを希望して置きます、(答へ)提案者にお尋ね致しますが、先刻日本政府は營利會社の株を所有して居る、政府の延長たる民間が營利會社の株を所有することは憲法ない、法理上の理由と申すべし、日本政府が營利會社の株式を所有して居るか何うか伺ひたいと思ひます、或は私の間違ひかも知れませんが、實例がありましたら伺ひたい、夫れから地方の自治体が製氷會社に對して保護を加へたり獎勵して居るといふことは多數の例があるといふやうな御説明がありました、私は實際何等の知識を持つて居りませんが、製氷會社、製氷事業といふものが、單純な營利會社である以上は別に地方團體が保護獎勵を加へるべき必要がないだらう、只私の想像であります、或地方、或府縣等に於て特別に製氷事業の

(42)

に於ても何人も吾々に同つて天津の傳染病は天然水に依つて生じたものであるといふ實例は一回も聞かれないのであります。のみならず専門家が漸くいふ所定をしたことが一寸も統計に出て居りません、事實に於て疫病患者数は他の地方に比して少くはないと思ひます、假に其の数字が凡そ他の地方と同じと致しました所で天津のやうな、日本組等は殊に支那側に接近して居りまして不衛生極まる支那人と接近して居るやうな、さうして吾々は吾々の人口の數倍、十何倍の支那人に混つて居りまして共同生活をして居るに拘らず日本組内に疫病が非常にはやつたといふ例は殆どないのであります、年に依つて或ははやつて居りますが、斯くの如く不衛生支那人の間に混つて居る割に疫病患者が多く出ないのであります、之は諸君がよくお認めになる事實だと思ひます、のみならず吾々の生活に於て例へば便所の設備の如きは、あの汚い苦力が糞尿をいちつた手を以てハンドルを弄ちます、少くとも吾々の考へまへんの部分には彼等の手に振られて居るのであります、英租界の如きは水流通の便所の必要を備へて之を履行したに拘らず、日本組等に於ては未だに此の不衛生極まる便所を有して居るに拘らず、何故に此の水のみを非衛生といふのである、其の間の理論が私には解り兼ねます、のみならず、此の天然水が事實上非衛生なる事實を立證して居ないのみならず、假りに之を非衛生なものであると致しても吾々は冷蔵廠内に天然水を置きます故に水に食物を接觸させて置かないのであります、私は醫學者でありませんが、此の天然水が果して何らいふ理由があるのか解りませんが、實際使用上吾々は便所の設備の不完全なに比べたら天然水を使つて居るといふことがそんなに非衛生とは思ひません、若し高等なる生活をなさる人が、之を御座になつたら汚い水なるが故に斯ういふ感じをお持ちになるかも知れません、之は感じに過ぎません、實際實例に依つて之が非衛生とい

(41)

存在を必要とするやうな事情のある所があるのではないか、例へば水産業を盛にして居る縣のやうな所に於ては魚の冷蔵用に澤山の氷が必要、といふやうな特殊の事情のある縣に於ては或は獎勵して居るかも知れませんが、併し乍ら元來即ち天津の如く水産業が現に角發達して居つて多數の製氷需要があるといふやうな縣でない縣に於ては、尙公衆衛生上欠くべからざる理由を擧げてありますが、右の如き理由に基いて株式所有の實例ありや其の如何の度、此の點點引のやうであります、先づ提案者に何つて置きます、夫れから提案者が民間株式を所する理由は「本議案提出者は人造氷ノ配給ヲ以テ衛生上欠ク可カラサルモノト認メ日本株式公衆中ノ天津製氷冷蔵株式會社ノ株式ヲ本民間ニ於テ可及的多數應募シ之ヲ經營シ參加シ以テ公益上ノ目的ヲ達成スルコトニ努ムヘキモノト信ス」といふのであります、私は先づ第一に如何の度、人造氷の配給が「衛生上欠く可からざるもの」といふ理由の根本の説明を提案者から一言も承らなかつたのであります、私は不幸にして人造氷の配給を以て衛生上欠く可からざるものと認めないのであります、故に何故人造氷が衛生上欠く可からざるものと認められたか、此の根本の理由を一言も述べられなかつたといふことは提案者の態度として甚だ遺憾に存じます、私は何故人造氷の配給を以て衛生上欠く可からざるものでないといふ斷言をするかと申します、今日迄吾々は御承知の通り天然水を使つて參つたものであります、安ん天然水を使つて天然が自然に吾々に與へて呉れたものを使つて來て吾々衛生上だけだけ被害を蒙つたのであります、天津に傳染病が多い、疫病が多い、といふやうな統計の数字が現れて居りましたら或は此の點點も是れであります、若しくは尙威ある醫學者が天然水を使用することの爲に天津に之の疫病、傳染病がはやるといふ斷言を下したならば吾々夫れに従つては、併し乍ら臨時議會に於ても、世間

(44)

するお考を承り度い、要するに二千株以上の株を持つといふ、このまゝ通過されたならば二萬株持たれても致し方ないのであります、まあ株を無條件で持ちますか何うか、監督の意思ありや否やを伺ひ度いと思ひます、尙提案者でなく發起者に対して伺ひ度いことがあります、冷蔵の利益といふことが目論見等に擧げられて居りますが、一萬八千株とか書いてあつたやうに思ひます、私が素人で水産でもありませんからとも解りませんが、當然として何やら一萬八千株といふ利益が二十五噸の製氷機を持つて居る會社は與げ得ないといふやうな疑念を持ちました、お請ね申しました所が牛肉の冷蔵をする積りである、然るに牛肉の輸出は地方府が禁止して居る所であり、ますから私が不思議に思ひました所が、遂から予解禁になるから、といふことを伺ひました、所が私が聞いて見ましたら遂から予解禁にならないといふ話でありました、更に人をやつて見た所が多分解禁になりさうない、詳しい事情はよく覚えて居りませんが、目下の所では解禁は前途甚だ遠いやうに確實な人から伺ひました、牛肉の輸出解禁が遠いことであれば此の数字に非常な違算が出来はしないかと思ひますが、要するに牛肉の冷蔵利益であるや否や、牛肉の冷蔵の利益額を計算して居るならば、其の額はどれ位ですか伺ひ度い。

○小倉章君 答 提案者と致しまして森川君のやうな有力な人に反對せられてはとて此の議案の通過が覺えないので非常な恐怖の念を以て懇誠を簡めてお答を致しました、天津に於て最も賢明なる知識の所有者、併し偉大な勢力のある京津日目の社長が、國家が特殊會社の株を持つて居る事實を知らないといふことに私は甚だ遺憾なるを得ないのであります、(同感、拍手)

(森川照太郎 更に知らない) 夫れは即ち森川君が多年英資を抱き下ら天津のやうな田舎にくすぶつて居るといふ所から起るのであります、お氣の毒でありません(森川君、さういふことは言

(43)

ふ立証は尙威ある形式方法に於て未だ一つも証されて居ない、従つて若しも「衛生上欠く可からざる」といふことを斷定せられる以上は、此の點點に對して提案者は吾々に満足させるだけの權威ある説明をされる義務があると思ひますから此の點點充分に御説明願ひ度いと思ひます、第二には此の提案は「本民間ハ目下公衆中ノ天津製氷冷蔵株式會社ノ株式募集ニ應ジ之ヲ株式配給シテ以上ヲ申込ムコト」といふ議案でありまして、其の理由の中には「可及的多數應募シ之ヲ經營シ參加シ」とあります、「二千株以上申込ム」の上には制限がありません、若し此の議案の休を爲して居ないと思ひます、二千株以上では、いくらを限度とするのやら一向標準が解らないので説明を見るに及ぶだけ多數應募しと書いてあります、吾々が民間議員と致しまして居留民を代表して斯ういふ問題を審議するに當りまして斯くの如き曖昧な數字を以て此の問題に對する賛否を決することは不可能であります、故に幾何が限度であるのやら少くとも何等か此の二千株以上と算定すべき數字を明示されない限りは此の議案の取扱上都合が悪いと思ひます、最低限度二千株、最大限度が示してないから之を推定する事が出来ない爲に吾々は此の認定標準を確める義務があると思ひます、之を確める必要があると思ひます、前回は監督の目的といふことを甚だ高調されましたが、今回は監督云々が一言も書いてない、提案者よりも夫れに關する御説明もありませんでした、今回天津民間が其の株を持つといふことに付て監督云々といふことは全然一掃されてしまつたものか、兎に角若し監督しやうといふやうなお考があるならば二千株若しくはどの位の数字が解り兼ねますので議論が進められませんか二千株以上何株持つて監督しやうといふ考があるか、監督する意思なしといふことであれば問題ではございませんけれども、若しあるならば夫れに對

(45)

つちやいけない)之は私が證明するだけ藤川君を侮辱するやうなものだと思ひます。(藤川君、
「説明して頂きたい)若し御承知なければ結構です其の例がございませぬで例へば特殊銀行は特
殊会社、名を申すだけ野暮でございませぬ(藤川君「普通銀行会社であります)私は特殊銀行
と申して居ります、其の次に國家の身分たる自治体が權利を保持して宜いか悪いかに
ふ法理上の根據があるか何うかといふお話でございませぬが(藤川君「さういふことは言ひませ
んが)言ひませぬか、夫れでは取消します、其の次に第二の御質問が地方の公共團體が補助又は保
護に當つて居る實例を示せといふことでもありますが私は多數の實例を持つて居りませぬ、併し
一二のものを持つて居ります、其の前に私が一寸お伺ひしたいのは非常に藤川氏の御質問に依つ
て私の申上げることには於て缺點があつたことを補綴されたのを非常に喜ぶものであります、即ち
藤川氏は或地方に於て特に其の地方にある産業の必要を補助し、一例を挙げたならば水産の如き
今の特種のある地方に於ては補助して居るだらう、私は其の例を挙げたのでございませぬ、
所が夫れは成程水産産業は日本租界に起つて居りませぬけれども製氷即ち氷といふものを基礎に
する所の産業といふものゝ必要に於ては實用冷蔵事業と思ひますが如何でございませぬ、さういふ
冷蔵の必要ある品物の取扱でございませぬ、實下は牛肉の點だけお示しになりましたが、牛肉も或
例へば生果や色々の品物に於て冷蔵の必要があるかも知れませんが、牛肉の事は先づ別に致しまして
は……氏の御奔走に依つて冷蔵の令が来るかも知れませんが、牛肉の事は先づ別に致しまして
ので、さういふ特殊な事情がある場合に自治体が之を補助するが宜いといふ藤川君の御提議があ
りましたから其の點は大體安心致しました(藤川君「進みます)其の次に議案が休を賜ふとい
ふことは、實下は御明文から此れを受けては是れ懸念に堪へませぬ、其の休を賜ふ中の

(46)

一つである「人造氷の供給が日本租界に於ける衛生施設上必要である」といふことは何故言へる
か、自分は其の反對だ、必要がない、斯ういふことを御断言になりましたが、私は天然氷が供給
使用せられる時代に於ては絶對的に必要なくべからざるものとも思ひませぬ、併し乍ら只今のや
うな天然氷では随分危険であります、何と云ふ改良の餘地がなければならぬ、即ち内地に於て
御承知でございませぬが、内地では冷やし水といふものは、まあ食用水といふものを別に居
るやうに私は記憶致します、例へば魚類等の冷蔵をするにも所に依ると非常な制限をして、さう
してどんな天然氷でも使用して構はないといふことはございませぬ、何でさうなるのかといふこ
とを、さういふ方面に知識ある人に聞いて見ましたならば、例へば氷が溶けた時には其の影響が
魚類に及ぼす、腐敗を早くする、傳染病の媒介になるといふことは明らから内地の地方官憲に於
ては嚴重に取締つて居ります、明治三十四年に發布された「氷、雪製取規則」のあるのを御存
知でございませぬが、私は不幸にして今迄知りませんでしたけれども、數日前圖書館で提案する
に就て及ばず自ら研究を進めなければなりませんので其の時に発見した次第であります、餘り
色々なものも流入して居る成分の悪いものは禁止するやうになつて居るやうに御見直しませぬ、
況んや天津居留民団で公盆の爲だと云つて只經濟上の見地から望んで居る氷の如き日本租界全
体の汚泥の流れし其の先の水を取つて凍らせて捨てた其の中に貯蔵して置くやうな可笑しな
類似して居るので、定めし總領事も其の點に於て十分な御決心をされたものと
私は信じます、此の人造氷が必要なく可からざるものといふことは衛生上の見地から及天津に於
ける氣候の關係から何うしても夏期は冷やし水を以て食物の貯蔵をしなければならぬ、此の點
に於きましては只今藤川君の御注意がありました通り實際氷を飲食物に接觸しなければ夫れで宜

(47)

いぢやないか、確かに其の通りであります、多くの人が其の積りで居りませうけれども不幸にし
て之を取扱はしめる所のボーイ等は其の精神を以て夫れを扱ふや否や、又其の間に適ちがないと
も言へないといふやうな點も出来て來ます、又氷の中に細菌が居ないのでと思つて居りますが、
専門家から聞いて見れば相當細菌が棲息する却て水中より水く棲息する(ノーズ)といふこと
であります、私共腸氣なものも便然として嗜に粟を生ずる譯でございませぬ、實際當地の如き事
情に於ては自然冷蔵用として必要であり、衛生上どうしても必要である、此の禁止命令を出す
以上は、衛生施設上無可からざるものと斷言して差支ないものと思ひます、夫れから外國人は
昔々よりも文化が進んで居るものと藤川君は見られて居ります、私もさう見て居りますが、外國
人が禁止しないのに日本人だけ禁止するのは少し過まつて居やしないかといふ風に伺ひました
(藤川君「さういふ言ひませぬ)さういふ風に伺ひました、實例として便所の話もありました、日本
租界に衛生施設を完全ならしめるには人造氷が出来たら用が済んだといふのであります、
實下の御有る通りには未だ餘分の日があるものであります、先づ第一歩から進めて行くが宜しい、
其の時に於て外國人がやらぬ日本人がやるといふのは餘計なこと、いふお話のやうであり
ましたけれども、(藤川君「さういふ言ひませぬ)夫れなら取消します、其の點に就て意見が
ありませぬけれども、取消しませぬ、夫れから天然氷を使へなくしたのは此處に居られる岡本總領
事だと思ひます、天然氷で凍山だ、人造氷は要らないといふことは、總領事に向つて禁止令
發布の停止を御請願になつたら宜からうと思ひます、夫れから御尤も伺ひましたのは第四の決
議案の文句の中に「二千株以上」といふ字があつて上方の制限がないといふ御難詰がございま
したが、御尤もな話で、實下は澤山持つて貰ひ度いが併し乍ら民團の財政の許す範圍内といふのが

(48)

之は常識で判斷しての制限であります、既に實下の議中には其の事が十分に解つて居られるので
文章の缺點をついたおひやかしになる程の意味だらうと思ひます、何故さういふ最少限度二千株
としたかといふと、即ち民團の前年度繰越金が七萬七千の増加がありますから之でやつて頂き度
い、夫れも勝手な餘計中込に依つて行きますので、先づ最少限度二千株といふ氣持を持つて、最
大限度は自然財政の都合に依つて制限されるものといふことを記憶致しまして、先刻提案の理由
の説明の中に財政に餘力があるといふことを御説明致したのでありますから之を御考察願ひ度
と思ひます、夫れから第五には前回に「監督」の文字があつたが、今度は監督の文字が抜けてし
まつて居るが、都合が悪いので消したか何うかといふお尋ねでございませぬが、決してさうでござ
いませぬ、無意味に二千株を民團が放り出して放つて置くといふやうな意味で提案者は提議した
のであります、即ち民會に於ては當然之を持つて可決致しますが、其の實行に當るものは
行政委員諸君であります、行政委員諸君の中には相當賢明な人もありますので之を如何にした
目的を達し得るかといふことに就ては法律上又民團の利益上適當な處置を取られるといふこと信
じて居りますが故に之以上の條件を附さなかつたのであります。
○行政委員(田村俊次君)
一寸藤川君に伺ひますが、今實下が天然氷に餘り害がない、害のあつた例を知らないと言はれた
が、未だ夫れを信じて居りませぬか。
○藤川君「無論信じて居ります。
○行政委員(田村俊次君)
時間の關係で此處で申せといふのなら言ひますが、實下も何うか一つの新聞を持つて居るので

から、餘りに今の貴下のお説は無知識者のだから何時か機会があったら私からお説致しませう、皆さんは御承知だらうと思ひます。

○森川照太郎 権威ある學者の意見を伺ひ度いと思ひます。

○行政委員(田村俊次君) 今の點に付ては此の席に於ては權威ある學者と自稱致し、何故私が斯ういふことを言ふかと申しますと、何時か貴下の新聞に此の天然水に害がない、非衛生でないといふことが書いてありましたが、夫れは誤解を以て爲に又一般の公衆衛生の爲に少々の時間を頂戴致し度いと思ひます。

○森川照太郎 私は小倉君にお尋ね致します、私は先刻「特殊會社」と言ひませんが、「營利會社の株を所有した例ありや」と申上げました、之を特別指稱して置きます、夫れから私が願ひしたのは田村君の意見を聞かうといふやうなことはお願ひ致しません、權威ある醫學者の説が何ひ度い民間が自分等の方針を決する上に於てなければ任方ありませぬけれども、醫學界に於ける田村君の知識を下にして其の方針をきめることは……

○議長(吉田房次郎君) 御注意致します、人身攻撃に及ぶのはよくないと思ひます。

○森川照太郎 私は無知識者はまるとのしられたこともなく……

○議長(吉田房次郎君) 少し慎重にやつたら何うですか、貴下の言葉がさういふ人の非に當ると思ふことは御士的に森川照太郎 誠に御注意なさるは不公平です、田村君も。

(49)

○議長(吉田房次郎君) 毎回出ます、一應御注意致します。

○森川照太郎 權威ある醫學者でないと思ひしても田村君を非難するとは斷じて思ひません、從つて提案者に伺ひましたのは衛生上いけな、之が疫病の基になるといふやうな何等か權威ある學者の説を承知して居るや否や、若しくは斯ういふ點に依つて生じたる傳染病の統計圖ありや否や、といふことを提案者に伺つたのであります、然るに之に付て御返事ございませぬ、衛生上缺く可からざるものと確定されるには何か根據がなければなりません、從つて私は更に小倉君に重ねてお尋ねする、さういふものがあるなら夫れを伺ひ度い、私は不幸にして今日迄自分の承知する範圍内にはないので、民會議員諸君又は發起人各位に於て天然水を使つて居る爲に斯ういふ病氣が出たといふ例は或は二、三はあるかも知れませんが、之を以て天然水を排斥するに足る程の多數の患者を招致したる實例ありや更にお尋ね致し度いと思ひます、(拍手)私は或時難に於て保護獎勵を加へるのも産業上の理由があるのではないかと、(拍手)私は或時難に於て其の意味は言葉を使へて申しますと、私の申上げたことは衛生上の理由に依つて天然水を禁止し人造水を使つて居る例は日本には澤山あると思ひます、併し乍ら天津の如き土地に於て産業上の理由なしに衛生上の見地のみよりしては私は此の天然水を禁止することは當を得ないといふことを確信して居ります、先刻何故總領事に言はないかといふ御注意がございませぬ、私は總領事には宗談であります、反對だといふことを申上げ、其の理由を申上げたこともございませぬ、不幸にして總領事は今日も其の決意を動かされませんが、此の議案に於て、館分を批判するやうな態度にならないやうに私は自分の意見の與ふ限り總領事にお話したことは二回ございませぬから此

(50)

の點申上げて置き度いと思ひます、夫れから未だございませぬ、水の中に細菌が餘計あるといふやうなお説でしたが、私の聞く所では無菌濾過の桶類に依りませぬけれども、如何なる悪性の傳染病菌も十五、六週間存在して居るとはならない、田村君ではございませぬが、他の國家醫に聞きました、夫れで私の考では斯ういふことを十分信するに足る意見なり統計なり示される限りは其處に大なる議論に正しからざるものがあると思ひます、之を確定しない迄は斯くの如きあやふやな意見を以て衛生上缺く可からざるといふ、其の點をあやしみます、況んや夫れを以て民間の施設方針を決する大切な事を議するに餘りに曖昧過ぎて居りはしないかといふことを今でも信じて居ります、夫れから提案者に申上げます、私が提案が体を爲さないといふことを申上げたのは他の點に付て申上げたのでありませぬ、二千株以上といふやうな曖昧な數字では提案が体を爲さないといふことを申上げたので其の點より体を爲さないといふことを申上げたのであります、貴下が仰る如く前年度の徳利金を以て之に充當する頭だからお前の胸に聞いて見れば増えるだらうといふお説でありましたが、然らば例へば多少修正を加へまして、前年度剩餘金の許す範圍内に於て、といふ算定の標準を申上げたのは夫れでありませぬ、凡そどの位といふ概念を與へずして二千株以上、といふ無限大の根據を持つた議案を確定せしめやうといふことは決して体を爲して居りませぬ、算定の標準もなし、夫れでお前の胸で解つて居るだらうといふ議論をされるといふことは甚だ不行届のやうな氣持が致します、餘り之は不行届過ぎる、更にもう一つ申上げたのは前回は三分の一といふことでしたが三分の一は三千三百株です、今回は二千株以上です、貴下の先刻私に對する答辯が本當なりとすれば、七萬五千株あれば三千株迄増えるといふことの變形に過ぎないといふことが言へるのであります、同じものを求めて形を變へたのであります、私から之を見るときは身勝手な提案のやうに見えますが算定の根據を確かめることが必要であります、以上つゞめて申しますと、衛生上必要なりといふ權威ある説明が出来ると否や、夫れから株の數を算定する根據を明らかに答願ひます。

○山田榮治君 提案者に代りまして私からお答申上げます、第一に國家が營利會社の株を持つて居るか何うかといふことに對しましては先程提案者から特殊會社の株を持つて居るといふ答辯に對して特殊會社でないといふことでありましたが、もう少し具体的に夫れを御説明申上げますと國家が東託の株……

○森川照太郎 解ります。

○山田榮治君 夫れは營利會社でございます。

○森川照太郎 所謂特殊會社。

○山田榮治君 貴下は未だお解りになつて居らないやうでございますが、さうしますと營利會社は貴下は公益法人と營利法人の區別がついて居ないのでないかと思ひます、地方團體が株を持つて居るといふことは、各會社が公債を所有し又特殊の株を持つて居ることでありませぬ。

第三に衛生上缺く可からざる……といふ質問でありませぬ、明治三十五年十月内務省令第三十號に「水、雪氷採取規則」が發布されてあります、其の中の第三條に

第三條、雪氷ノ融解水ハ無色透明ニシテ臭味ナク以テ雜物アルモ價價ヲ過タルヘカラス氷雪融解水ノ百萬分中格量ハ二分、硝酸量ハ一分、安母尼量ハ〇、五分、過磷酸鹽類留置消費量ハ三分、亞硝酸ハ痕跡ヲ過クベカラズ

(51)

(52)

之は天然氷を溶かしたもので之以上あつてはならないといふのであります、第五條には第五條 飲食用ノ氷雪ヲ請買スル營業者ハ飲食用ノ目的ヲ以テストトニ拘ラス第三條ノ規定ニ適合セサル氷雪ヲ販賣シ又ハ貯藏スルコトヲ得ス

更に第九條に

第九條 第五條ニ違背シタル者ハ十圓以下ノ罰金ニ處ス

斯ういふ内務省令が出て居るのであります、此の第三條にある含有物以上あれば非衛生なものであるといふことは充分証明出来るのであります、之は普通ある學者の指へられた統計であらうと思ひます、従つて内地の方で取締りをして居る所があるであらうかといふことであります、内地は全部之に依つて各府縣地方長官が禁止して居るので、此處の地方長官の職を執行される總理事が此の省令に基いて禁止令を發布されるといふことは何等支ないものであらうと思ひます、尙之が差支あるかないか、今になつて禁止しなければならぬかといふことも、内地の例に見ましても矢張り生活状態が變つて行く、密集の土地が出来たにつれて禁止されて居るのであります、日本租界の如きも以前は夫れ極密集して居りませんでした、幾々租界が斯ういふやうになつて参りました、尙生活の關係から其の事も考慮されて今回此の發布を見るやうになつたのであらうと思ひます、之は當然のことであらうと思ひます、尙二千株以上持つといふことは、立派な養成致しましたのは私も前回の養成致であり今度も養成致であります、其だ此の前は財政上の調査を杜撰にして居りましたので昨あの位といふ見當で行つたのであります、不幸にして提案が撤回になりました結果、其のまゝになつたのであります、今度は十分に調査をしようといふことになりまして、財政がどの位の程度迄進歩するものであるか、夫れを十分先般米研究したのであります、

(54)

(53)

従つて二千株を最低として此の會社の經營に参加したいといふのが提案者の意見であり、養成者の意見であるのであります、夫れは二千株を最低限度として持つて民間の財政から見て一つも差支ないものである、又以上としてありますのは、之を民會で決議致しませんでも只持つといふことを決議致しましたならば、此の執行機關である行政委員會で裁らる、又何ういふ方法を以て會社の經營に参加するといふことを執行機關である行政委員會で委任されて、決議機關である民會で斯ういふことを假りに極めましても、夫れ以上、申込むのに色々方法もありません、代表者の意見もありませんから、凡てさういふことは吾々が信任する行政委員會にお任せする考へでやつたので、決して只此の前は三分の一、今回は二千株以上と好い加減にやつたのであらう、三千三百株迄持つて居るであらうといふ曖昧な意見でないであります、夫れだけだと思ひます

○植苗 香君 先程から天然氷に菌が居るか居ないか、田村さんはあるといふお話でありましたし、小倉君も却て棲息するに都合が宜い状態にあるといふお話であります、山田君から所載して種々分析を掲げて説明がありました、先程の分析は寧ろ食ふ氷に當てはまるのでないかと思ひます、人造氷の中に菌が居るか何うかといふことは、少くも二冊の本を讀みました、四月乃至五月貯蔵すると菌は死滅すると書いてあります、六十人の民會議員の言より經驗ある學者の此の書物を信するものであります。

○行政委員 (田村俊次君) 之は問題外のやうな問題外でないですが、今お話がありましたから申上げますが、凡て病菌体は大抵熱には弱いのですが、熱には非常に強いので、色々研究の本を見ますと兎に角菌の零下、十四度で密扶斯菌、赤痢は生きて居るといふ報告が最近入つて居ります、御承知の通り氷は

零度であります、零度であれば菌は生きて居るのであります、成程人造氷は今植苗君の言はれました人造氷は、人造氷にも依ります、進歩した製造法に依つて造りました人造氷の中にはそんな不純物はないのであります、不純物のない氷の中では或は四月か五月の生存であるかも知れません、今天津にあるやうな不純な氷は菌の爲には非常に宜い菌であります、色々な菌、色々な有機物が漂山ありますから菌には非常に好い菌の類士であります、して天然氷は天然氷の不純のある氷の中には虎列刺菌は一年以上生存して居る、赤痢菌は六ヶ月、密扶斯菌は八ヶ月、尙腸背臨腺炎の菌は一年以上、夫れから脱疽菌といふものは一年半以上二年以上何時迄生きて居るか解らないといふ、或は佐々木といふ斯道の大家の報告が昨年も本年も参つて居ります、でありますから此の天津にある天然氷は自分の活きた菌を呑んで居る密扶斯と赤痢を一諸にしたやうな傳染病を家庭に入れるのであります、之を以て天然氷を衛生上の見地から止められるといふことは實に官憲の英断であつて、衛生上非常な進歩であり非常な發達であると思ひます、假りに密扶斯患者が一人出ます、密扶斯患者とまじつたならば隔離して家族を消毒する、之を無謀と思ふものは恐らくないと思ひます、誰が聞いても當然の措置と思ふのであります、夫れは其の菌が蔓延しない爲に患者を隔離するのであります、

見れば天然氷には密扶斯菌があり赤痢菌があるのですから家庭に密扶斯患者、赤痢患者が澤山居るのであります、夫れから天津の氷に此の夏初めて赤痢菌のアミバを發見しました、アミバは菌でありません、之は二回検出したのであります、夫れから或日本人の家庭の冷蔵庫の中には多数の菌、併も色々な病原菌があることを發見したのであります、之は天津に於ける乏しき發見であります、あの冷蔵庫なるものは菌の巢であります、夏中使つた冷蔵庫は年中消毒しない限り秋頃になつて菌が四方に散らして、天津では毎年夏から秋、冬の初にかけて密扶斯、赤痢が非常に多いのであります、發生の数は内地に比べて見て少ない數ではありません、殆ど五分、六分、七分位迄は其處から出る菌でやられると見て一寸も差支ないと思ひます、之は恐らく學理に於ても實際に於ても間違はないと信すること、森川君許りでなく、森川君と同じやうな疑を持つて居る方々の疑を晴らす爲に此處に立つた次第であります。(拍手)

(56)

(55)

○佐々木敏九君 只今總領事からのお話では最初民間でやらうといふことを松本理事に聞いて見たら民間にはそんな金がないといふやうに松本理事からお話があつた、一方小倉さんのお話に依ると昨年の總額金七萬七千あるといふこととあります、すると會長の補佐役の理事が自分だけでのみ込んで會長に話さならんで握り潰されるといふことは非常に遺憾に思ひます、其處に蟻りがあるやうに思ひますが理事長から意圖を聞いて見たいと思ひます、もう一つは發起者養成人の方に會社の内容を聞いて見ると備からん、今度も赤痢患者に聞いて見るとその旨論見書の中を見ますと、一萬五千の融通資金になつて居りますが、假りに備からんといふことは損することの意味するのでなからうかと思ひます、さうすると二年二萬弗か三萬弗の損をされたら此の會社は潰れるのでないかと思ひます(笑聲起る)若し潰れた場合民間が株を持つて居りましたら何ういふやうな所置を探られるか先づ會長に夫れを伺ひ度い。

○岡本總領事 今私が話したことに就きまして松本理事に御質問がありました、夫れに關しまして少しく御説明申上げて置く義務があると思ひます、製氷事業をやるに就ては十萬弗の金が要

る、剰餘金は七萬元、七萬元の金から何うして十萬元出すことが出来るか。

○山田榮治君 提案者は聞いても會社に儲かりさうにない、さういふ儲りないものを引受けて何うするかといふお話であります、提案者は其處に於て提案致したのであります、夫れは茲に天然水の使用が自由でありますならば強てはたして製氷會社を併へやうとは考へないのであります、所謂衛生行政の見地から公人に與へられた權利の中に發布される總領事の使用禁止令の時に關しては民會として公人として憲法上批判許されるのであります、民會として禁止令が宜いとか悪いとか批判出来ないと思ひます(同感)又前に私が申し上げました内務省の禁止令から見ましても總領事が禁止されることは當然の事であつて又第一總領事が禁止されなくても此の國家の現狀に於て、此の内務省令は效力を生ずるものであつて長官としての權限を持つて居る總領事が此の規則に基いて處分されるといふことならば改めて箇々の發布をされる迄も營業が出来なくなると思ひます、従つて天然水が出来なくなりすれば日本内地と違ひまして、何うしても必要、吾々の生活上無くてはならないものであります、若し不幸にして三月に禁止令を出され、愈々天然水が使へなくなつたならば吾々居留民は直に天然水に代るべき大連方面から高い水を買入れなければなりません、所謂禁止されるといふことを前提として米會社を計劃されたのでありますから、只儲ければ宜いといふ營業を目的とする會社は多少難を與にするのであります、若し茲に發起人がなかつたといふ事は吾々居留民を代表する議員として何等か之に對する對策を講じなければならぬのであります、従つて既設會社の株を持つやうな意味から、基礎が確實だから民會が持つといふのでなく、基礎が確實でも不確實でも居留民として欠可からざるものであり、民會が之に参加して之迄と同様高くない人達を以て吾々居留民の比較的速感を少しや

(57)

う、といふので其の意味に於て會社の經營に參加しやうといふのであります、儲かるとか儲からんといふことより居留民が現在の狀態より變らない程度に於て水の配給を受けやうといふのが目的でありますから、幸に本案が通過されれば十分民會が此の經營に加はつて、其の意味に於て忍んで頂きたいと思ひまして提案に賛成したのであります、今儲かるとか儲からんといふことを申上げて居るのであります。

○行政委員(逆山猛雄君)發壇

私は諸君も御存知の通り民團の行政から感ずる所がございます、過去三四年の間余餘積極的に働いて居りました、昨が先年來國政しました留守中に誰方かの徒ら知れませんが、豫備行政委員に當選して僅か餘す所一二ヶ月の期限に上りなればならぬやうな、私として誠に悲しい破目に落ちましたのでございます、従つてさういふ経過を通じて居ります、向ふ夕迄に議案になつて居ります製氷會社の株式を民團に於て應募せよといふやうなことに就きまして至つて門外漢でございますから一向解りません、先刻から多數の方が御熱心に此の問題を討論されて居ることに付しまして私は非常に感激して居るのでございます、同時に他の方面に於きまして吾々五千の居留民を代表する民會議員は、只今の空想を見ますに重大なるべからざることを忘れて居られるやうに私は感ずるのでございます、無い袖は振られませんが、先刻から提案者として小倉君が茲に民團に七萬弗の剰餘金がある、之は豫算以外に餘つた金であるから此の會社に出すべく非常に結構な都合だと申されました、又山田君も其のやうな意見であると思つて居ります、併し乍ら此の七萬弗といふ金は其のまゝ耳をそらへて此の公衆衛生といふ立場の製氷會社ではござい

(58)

すけれども、其の反面には會社は一割か一割五分迄の利益を見て置かなければならないといふやうなお話でございます、假令夫れが公衆衛生の見地から設立される會社にしましても、夫れを以て製氷會社でないといふことを私は斷定出来ない、忘るべからざる或重大なることを忘れたといふのは、何を言ふのであるか私は申上げやうと思ひます、如何に健忘症の吾々でも昭和三年九月の臨時民會に於きまして此の議場に於て白井會長當時御大典の記念事業に於て五千の居留民が此の民會通過して約束された重大な約束は寸時も忘れてはいけなと思ひます、此の時白井會長は何ういふ説明をされたか、私は當時居りませんけれども、議事録に依つて此の結果を見ますと畏くも。

今上陛下が即位の御大典を擧げられた此の機會を海外に於ける居留民は誠心誠意衷心から御慶事を慶祝申上げました、此の御大典を永遠に記念する爲に十名の行政委員だけで餘りに輕率過ぎる更に十名の特別委員を擧げて慎重審議し此の記念事業にして最も適當なるものを選定したといふ立場から何回か會議を開いて遂に御大典事業として圖書館及中等學校、現在の女學校に相當する中等學校を設立しようといふことを此の議場に於て最も眞剣に緊張したる態度で滿第一致何等異議なく此の趣意に賛成して居る、其處へ更に白井會長は民團の財政状態から考慮し、差當り一萬弗だけをかけて見やう、が併し事業の性質が性質でございますから、昭和四年度、本年四月の民會に於て可及的具體的の提案をして諸君の御賛同を得たいといふことをお約束申して居るのでございます、私共當時民會に議案を持つて居りません、幾多の居留民から選ばれた各位が此の事業を選定され、殊に當地のやうな殖民地に於て勤もすれば學業と違さかり動もすれば故國の狀況を忘れ勝であるやうな場所に於て好い事業であると實は感ずして待つて居つたのであります

(59)

其の後何うなつたか、昭和四年度に於ては田村君が會長であります、此の問題を如何に取扱つたか、議事録を讀んで見ますと、私には甚だ解らんことがある、當時成程豫算に於て一萬餘弗の基金が取つてありましたが、此の額に對して一言の説明もなければ一言の質問もない、且事務報告の欄に於て見ますと、圖書館は相當金が擧げ、學校の方は目下學制の統一を研究中であるから之も今年中に臨時民會を招集する機會があつたならば、其の臨時民會に於て具體案を具して諸君の協賛を経るといふお約束をして居るのでございます、此の際にも民團の財政困難を訴へて居るのでございます、しますと御大典事業が今日迄延びて居る主たる原因は民團の財政困難であるといふのであります、無い袖は振られませんが、誠に残念でございますけれども一日も早く實現出来ることを願つて待つて居つたのであります、斯かる際に於きまして、昭和三年度の決算に於て七萬弗の金が出来た、二回の民會が開けて居るに拘らず此の問題に付ては前のお約束をそっくり許しません、日本國民として何うして之を許せませう、之は公共事業だと致しました所で製氷會社であるといふことに異議ない筈であります、若し更に之を延延して、此の何千株かに民團の剰餘金を使つて更に具體案が出来た時に金が無かつた場合、再び民團の財政困難の爲に御大典事業を實現することが出来ないといふことを吾々は言ひ得ますが、私は國民として實にさういふ結果になることを心配して居るのであります、恐らく人の顔の目鼻の形の變る如く個々の自治行政の方針政策といふものに就ては違つた言葉もありません、併し乍ら此の御大典の事業なるものに對する吾々の責任、吾々の良心は何物を指しても今日對照がない筈でございます、之に對照を置いて論すべき性質のものでないと私は考へます、(同感)然るに之を今日迄實現することの出来な

(60)

(61)

つた唯一の原因は財源がないといふことであり、其の財源を土台に於ての約束を忘れ、他に流用して再び財政困難に依つて出来なないといふことになつたならば、五千の居留民は何を以て我々の故國に對します、(拍手)諸君若くは日常色々なことを心配して居ります、併し乍ら此の若き人どもは、若き青年等は毎日々々何時此の事業が實現されるかと噂をのぼして待つて居るのであります、而して私と致しましては社會を直に實行すべき性質のものであるか何うかといふ議論を避けまして、此の方面から此の問題の決議に入るに際して慎重に御考慮願ひ度いといふことを一言私の希望を述べて置く次第であります。

○潮底正敏君 此の問題に就きましては、先に第二十四次臨時民會に於きまして、午前二時迄討論し盡し又今賢明なる諸君から多くの議論を伺ひました、夫れでも議論も大體盡きて居ると思ひますから、願ひを略して採決をお願い致します、動議を提出致します。

○議長(吉田房次郎君) 動議が出ましたが(賛成)一夫れでは決を採りませう。

○森川照太郎君 議事進行に就て、討論が盡きて居ないのに何れに多數の賛成者がありましたも討論を終結になさるといふことを此の重大な議案を取扱ふ人のすることではないと思ひます、今暫く議論を盡して御決定にならなかつたならば、民會は多數を頼んで少數者を壓迫し、此の重大な議案を議したといふ責を負はなければならぬといふことになり、更に續けられることを希望致します。

○清水幸三郎君 民會に諸君の一人として、又提案に賛成者の一人として今日提案に就て非常に不安な考を起しましたのは、剩餘金が七萬弗あるやうに聞かれましたが、其の中に何ういふ

(62)

間違があるか知りませんが、滞納者が何人かまでで四萬弗許りある……。

○潮底正敏君 議長から質問と討論を一語にお許しなされたやうであります、大方賢明な方の議論を皆拜聴致しました、又此の前の夜の午前二時半迄やられたのと同じ事を繰り返す必要はないと思ひます、何うぞ私の動議を早く採決を願ひ致します。

○行政委員(白井忠三君) 私は先刻断つて居りますが、討論は之からする横りで、前提として質問したのであります、其の質問を承りました、之から議論をする順序であります、議論は既に盡きて居るといふ點を加ふべきものでありません、未だ十一時であります、三時頃になつた例もありません、之で何故打切らなければなりませんか、さういふ無鐵砲な多數を以て民會を壓迫することは許し難い。

○潮底正敏君 横暴して居るのであります、同じ論を繰返し質問に名前を借りて討論するといふことは。

○清水幸三郎君(一君方のやつたことが何がいゝか、生意氣なことを言ふと承知せんぞ)

○行政委員(田村俊次君) 遼山行政委員から御大興事業が財源のない爲に延ばしてある、何時やる積りか、延ばしてあるのは全く財源がないからである、非常に不忠であるといふお話がありました、成程遼山君は久しく行政に遊さかつて居つただけ大分お考に違つた點があるやうでありますから、私前民會に於きまして、會長でありました時に御大興事業として専修學校の園藝、第二は圖書館の新設、此の二つが御大興事業の記念事業として可決されて居る、其の約束に従つて目下専修學校は園藝に於けるといふ案を立てつつある、時々此の際に於て天津に於ける幾多の學校を、所謂學制統一をや

(63)

らうでないかといふ話が私の會長の時に出了ました、其の案に依つて専修學校の園藝を進めて居りましたが、遺憾ながら學制の統一は尙外務省或は夫々の當路者に計つてなければならぬといふ問題でありまして、此の天津だけで出来ることは出来ません、大體の案は出来ましたが、之を以て民會に懸けますだけの順序を経て居りません、恰度幸ひ近く三浦課長が來られるといふことを聞きまして、先づ三浦課長が來られたならば此の具体案を以て御意見を伺はう、其の上から行政委員會にかけて臨時民會に出さうでないかといふことで、其の財源其の計畫がちゃんと出来て居つたのであります、さういふ譯で決して御大興事業を資金がない爲に延ばして居るといふことは全然ないのであります、圖書館は何年迄拵へやうといふ契約はしてありません、之は出来る時に作らうでないか、夫れが爲に一年に一萬弗を取つて置かうでないかといふことで民會の承認を得て居ります、でありまして、本年、來年に圖書館を造らなければ約束違反でもなければ御大興事業を忘却して居るのでもありません其の點他の事と違ひますから私からはつきりと辯明して置きます、遼山君のお考慮ひであります。(拍手)

○行政委員(遠山猛雄君) 只今田村君から御説明がございましたが、私はあの御答辯に對して之れだけ申し上げたいと思ひます、御大興事業の之が實現に對する基金を準備して置くといふこと、天津の學問の制度を統一するといふことは全然別個の問題であるといふことを申添へて置き度いと思ひます。

○行政委員(田村俊次君) 別個の問題でないと思ひます、私が會長の時に報告致しました際に民會議員は悉く之を承認されました其の報告は此の實修學校を園藝にするといふには茲に一つ學制統一案がありますから夫れに依つて園藝に移すも即ち約束をした御大興事業の一つは此の案に依つて實行すると私は明言して居ります、何うぞ其の時の速記録をよく御覽下さい、さうすれば只今持つて居る具体案は來年の三月迄にお許しすれば決して遅れて居りません、只遅れて居りますのは政府當路の意見を聽かなければなりませんから遅れて居るのであります、財源がない爲に延ばして居るのであります。

(64)

○行政委員(遠山猛雄君) 私は此の議事録に就きまして再三仔細に研究致しましたけれども、此の議事録から見た點では田村會長の事務報告に於て言ふことが支離滅裂一向解りません、只之を想像するに之れだけのことと思ひます、圖書館は金がなくて實行出来ないと、學制統一を目下研究中である、此の民會に於て提案するのでない、御参考に今斯ういふことを研究中であるといふことを申し上げたので、而して最近の臨時民會に於て此の案を提出して御協賛を乞ふて居るのであります、之は私が申し上げるのでない、議事録を申し上げたのであります、二回水會社の爲に臨時民會が開かれて居ります。

○清水幸三郎君 白井君は之から議論があるといふ、何ういふ議論があるか知れませんが、私は森川君や白井君が議員として懸かけて居るのは馬鹿がましい不徳義千萬な人が……。

○潮底正敏君 正十二時になつたら採決をお願い致します。

○行政委員(白井忠三君) 登壇

私は出来るだけ簡潔に申し上げますから何うか邪魔をしないで下さい、邪魔をするやうな長くな

ります、私をして成るべく權にさわらせやうといふ目的の方も居らつやうですが、私は今日

冷静であります。如何なることを仰有られても少しも怒りません。少しも憤激は致しません。何故と申しますならば、此の民間に取つては、お互に怒つたりすべき時でありませぬ。實に重大な時機に臨んで居ります。此の時感に因はれて怒つたりしては五折角盛り立て、米六二十年の歴史が、世間に向つて模範居留地の稱ある民間の歴史に一大汚點を生ずることになるのであります。(神谷君の問題は何うした)と呼ぶ者あり。此の意味に於て私は冷静に申上げます。又、既に清水君の言ふ通りであります。多數といふ力の前に極めて情けない無力の状態にありませぬ。多數政治から云へば私等の議論は通らぬものでありませぬ。餘計なことは言ふなといふであります。私は何も居留民諸君の選抜で此處に來ました以上は一人になつても民間の爲に悪いといふことは言はずに置くことは出来ませぬ。御迷惑でありませぬけれども私は申上げます。私は此の決議案には遺憾なく反対の意を表します。先刻も申上げたやうに早合點に反対すると聞かれます。これは困ります。質問をしてさうして自分の意見をきめて賛否を申上げるのが順序だと思ひます。今私は茲に初めて賛成出来ないといふことを申上げます。其の賛成出来ない理由を三つの方面から申上げます。第一は會社の成立に甚だ面白くない状態があるから賛成出来ないといふは間接的のやうであります。順序として會社の方から申上げるのであります。何故成立しない面白くない状態があるか、といふことに就て冷静にお考へ下さい。先刻總理の仰有つたやうに、斯ういふ事業を若しやり度いといふことを考へる人は何人も先づ同業にするべきであるのが當然のことでありませぬ。總理もさう考へたのであります。斯ういふ事業の組織は甚だ不完全な形に於て十二分に考究されずして、さうして之が直ちに民間に示やうといふ計畫に移つたのであります。もう少し研究して見たならば同業をやつて行く道が必ずしもなかつたのではないかも知れません。借入金をして出来ませぬ。現に私は斯ういふことを間接に聞きました。本當か嘘か知りませぬ。民間でやるならば八米位の金を自分が世話してやるから同業にしたら何うだ、といふやうなことを支那人の方で言つて居られる人があつたらうと思ひました。之は本當か嘘か知りませぬが、兎に何れも少し其の計劃を進めるといふことに就て慎重に考慮することが出来たのになつたのではないかと思ひます。其の結果は直ちに今日の形に現はれて居ると思ひます。即ち先日會社の發起人は行政委員會に向つて電力料を二倍に上げて呉れといふ時に會社の株を持つて呉れといふ語句は夫れに附いて居りませぬでして(拍手)今日提案者に述べます。會社の方で持つて貰はなければ困るといふやうな意味で出したのではないといふやうなことを先刻仰有つたやうですが、さういふお互に曲に衣を着せて休載を返つて言ふべき場合ではないのであります。お互に腹をぶちまけて、さうして相譲すべきものは相譲しなければならぬ今日の時機であります。私は寧ろ此の會社は民間が株を持たなければ會社の成立が困難な事情にあると確信致します。恐らく六十人の民間議員の大多數はさう考へて居らつたやうなものでないかと思ひます。然らば此の間に二倍に上げて呉れといふ時には會社は出来ぬ筈であつた。發起人にしても民間に株を持つて貰ふ筈でなかつた。私共が反對をして支那人に株を持たさないうやうにして、會社を困らせて居るといふ説もあるやうですが、さういふ風なことは、斯ういふ事業の性質から考へて、公益上必要もあり相當の利益もあるものを側から棄て入れたから持たなくなるやうな冷淡なものでないかと思ひます。何うしても此の會社の必要といふことが經濟の事情と兩立しないから成立しないのであつて、此の點は發起人と民間議員諸君と共に私は誠心遺憾に思ひます。夫れは要するに會社が儲からないのであります。色々商問的の質問を致しましたが、高い値段で賣付けば夫れは儲かりませぬが

斯ういふ水の如き必要なものを非常に高い値段で賣付けるとどうしても無理が出来る。一文も儲けなければいけません。之れだけの値段に付くから仕方がない、と言つて居るかも知れません。結局會社の目的と利益とは兩立しないのです。値段の差がもう少し近いのなら兩立させようが一方にある天然米は、成程衛生上の見地からは研究しなければなりません。天然米は今日迄使ひ馴れて来た。其の使ひ馴れて来たものを衛生上の見地から明日から今迄十部であつたのを三十部で幸せよといふのは、道義はさうではありません。世の中は道理許りではいけぬ人の生活と經濟はついて離れない。極めて卑近な例を申上げるならば、假りに貧乏人の家に非常に重病の人が出来た。之を病院に診せ込んで入院させたならば命を取止められるだらうと思つても家庭の經濟が許さなければ入院させることが出来ない。見殺しにしなければならぬ、吾々の生活は經濟といふこと、何うしても離れられない關係にありませぬ。天津で天然米を禁止するといふことは原則上、法理上最も好いことであつても、天津の經濟の事情が許さなければ何等の緩和を圖らなければならぬといふことは、私が申す迄も考へられることと思ひます。さうして見ると此の會社の目論見に初めから有利會社で、斯ういふことを目論むことは無理であつたといふことを結論しなければならぬのであります。有利會社は出来ぬ。然らば同業。同業でも金が足らん。金が足らんのは時期の問題でありませぬ。例へば一年間待てば出来る。借入金をすれば出来る。其處に幾らも方法があつたやうに、理窟を云へばいくらもある。私は會社の成立に反対するのには遺憾なくあります。先刻提案者から幾々御説明がありましたけれども儲からない會社の株を持つて事業を目的を達しやうといふお言葉は少しも冷静にお考へになつたら何うでせうか、誰かの御説のやうに會社は利益が目的でありますから此方からは夫れ以上の金は出しません。他の未抽込のある株でない、金額抽込の株でありますから、二拾萬の株を集めて着手したら儲からないといふことが明らかであつたら、此の會社は行詰つてしまふ。必らず此の會社が儲けてしまふ。製米會社が儲けたならば天津に於てならん製米供給機關が潰れてしまふ。潰れてしまつては公益の爲に配給しやうといふ目的が遂行出来ぬではありませんか。現に角公益の目的を遂行する前提として會社が儲かると決定して居るならば、變つた形に於て民間が投資しなければ斯くの如き株を持つといふ形では目的の遂行が出来ないと思ひます。手取り早く言つたら四萬弗寄附したら宜いでせう。が寄附して貳拾萬弗出来ても、二年も三年もやりたくも儲からない會社は銀行は融通しませんから會社は行詰つてしまひます。行詰れば目的である公益上の目的を達成することは實際出来ぬではありませんか。監督官のお耳に觸れるかも知れませんが、私は先刻森川君の言つたやうな天然米が衛生上害がないといふやうな議論は決して致しません。斯ういふことを論じさせます。天然米は衛生上害があるだらうが、何うも天津のやうな弊害の家庭に自由に食へて宜い人造米を造くといふことは子供でも大勢持つて居る家庭は此の取締りが來年から幾ら子供が夏暑くてもまさか物心ついた子供がアイスボックスの泥水を出してかぢることではない。人造米がアイスボックスにいくつでも入るとなればお父さん、お母さんの目を忍んで水をつかみ出してかぢるのが非常に嫌なだらうと思ひます(拍手)此の爲に一面に於ては公衆衛生に宜いことだが、一面に於ては實際上には子供の腹下しを澤山掃へはしないかと考へる必要が有ります。のみならず天然米ならばビールを冷やしてきたない泥がくついたらビールを洗つ

て飲むとか仕方ないから冷やしてのび、人造氷が自由にならば、ビールに早替り、ビールをついた中へ、氷をたき割つたのを入れて飲むやうになる。冷やしたビールを飲むことよりビールに氷を混ぜて飲むことが衛生上悪いといふことは誰方も御承知だらうと思ひます。こんなやうな一例もあり、利害を両方から色々考へて言はれたのでありますが、強て主張致しません。正に考慮すべき一つの議論だらうと思ひます。民団が株を持たないでも會社が出来たのでしたら提案者も無論今更株を持ってといふことを言はれませんがせうから。

○議長(吉田房次郎君)

傍聴席から色々聲がかかるやうですが、取締が出来ませんから若しもお聴入れなければ退席を命じます。

○行政委員(白井忠三君)

民団が株を持たなければ會社が出来ないといふ形が之が正なる姿だと思ひます。而して諸君此の會社の發起人なり賛成人なりが行政委員であり、民団員であります。其の民団で決議して此の會社の株を持たないかといふ議案の嗜好が非常に面白くないことである。吾々が選出されて民団員といふ立場から十分期間に向つて申渡す出来たのだから立派な根拠と主張を持たなければ簡単に出来ないういへば何時でも出る例を引けば所謂米利加紐育にあつた「マニ」の如き(行政委員より突撃する)此の形が成らぬ面白くないといふことを十分にお考へ願ひ度い(ヒヤ)然らば私は結論を申しますが、此の案を不決して下さいといふだけで後が何なるか解らんといふことは責任を感じるもの、議論ではないと思ひます。此議案を否決した後を何うするかといふことを考へた上で、私は不賛成であります。今申上げるやうに會社が、民団が株を持つ

(70)

(69)

たなければ出来上らぬといふ爲に、其の結果は何んかの發起人が何萬弗かの金を投じて居られるといふことであるから非常な迷惑を見ることは尚よりであります。私は色々の情状を受けて居ります。が人一倍血も涙もある積りであります。個人的に何人に對しても親の敵のやうな考へを持って居りません。公事の上で意見を異にして争ふことは仕方ありませんが、個人として何人に對しても十分交誼を持つて居ります(藤田諸君君後にもか)夫れは私の言ふこととあります。大義の爲に買物もしなければなりません。大義の爲に買物をするからと言つて何うか議論して頂き度い、民団の金を四萬弗割み出して此の會社に投資してさうして會社を成立させれば事遂きるといふやうな目前を見て居ないで會社が儲からない會社であれば先に引つて迷惑するといふことを申上げて置きます。今何百弗は投じて居りますが、出来た建物は無くなるものでありません。要するに既に註文した機械の手附金が或は一時損失となる形であります。之でも復活させる道がないのでありません。よく考へたら道があると思ひます。(君が發起人になるか)といふ者あり)宋義の仁は吾々お互に慎しませなければなりません。私は先刻來質問したやうに非常な高い値段で買らなければ儲からない、支那人がぶつ／＼言はないやうな値段に引下げれば會社は儲からない、冷徹の利益として一万四千といふ金が出て居りますが果物等を六ヶ月頂つていくらといふ極めて安い計算だらうと思ひます。之はうまく行けば誠に結構であります。さうでないといふ極めてかか心配だと思ひます。又他租界買は一萬四千五千弗儲かると計上してありますが、會社の製造能力が年六千噸であります。日本租界で六千噸の需要があるから外國租界の分は此の會社では出来ませんから一萬四千五千弗は飛んでしまふのでないかと思ひます。私は決して案々を入れる積りで居る譯ではありません。諸君は行きがかりに因はれ

(72)

(71)

ず、面子に因はれずよく考へて見て、よく調査をして見てさうしておやりになつたらどうか、私が見る所では之を無二無三持たうといふ風に、ものは無理しては儲かりません。今お氣の毒にするやうだが、先に行つてもつとお氣の毒にさせるから私は賛成出来ないのであります。最後に述べる問題は白井お前の言ふ通り會社が損をして中止したら何うだらう、一方命令が出るだらう、すると直に困るのは勿論であります。發起人、賛成人の言に依ると公共の爲でありますけれども二十萬弗を固定して儲け振るやうになるかも知れない、といふやうなことをしなければ來年三月から人造氷が出来ないといふ事情を總領事に訴へて何とか他の案を立てる迄のお待ちを願へば總領事が聽かれないといふことはないと思ひます。皆さんが行がかりに因はれ感傷に因はれ無二無三此の案を通さうとなされることは非常に悲しむべきこととあります。其の形を「マニ」式と言つたのを、お前がやつたこと、仰有つた方があります。私のやつたこととさういふことがあつたら此の席で何ひますが、現在の此の形は「マニ」式とお認めになるのだと思ひます。夫れならば斯ういふ形、斯ういふ案を通さしてはいかぬといふことに何故賛成していいけないでせう。要するに名は氷會社に違ひありません。實質上は氷に違ひありませんが、行政委員なり民団員なり相當の人々の利害關係を持つて居る會社の株を多數の決議に依つて民団の金を持つて行つて、さうして會社を成立させたいといふことは到底私は認む得ない所ではないかと思ひます。先日清水君からお叱りを受けた如く公人の資格を評される如く貧乏して居りますので、之以上天津民団行政に携はる考は筆頭持つて居りません。夫れが事實であるか何うか他日解ります。私が自分の爲に斯んな反對論をするといふ曲つた考でなく、もつと眞直に考へて下さい、さうし

て成程さうだと思つたら男らしく私の意見に賛成して頂き度い、何う考へて見ても白井の言ふことが間違つて居るといふのなら致方ありません。此の案の通過は已むを得んと致します。

○議長(吉田房次郎君)

もつと静謐にし人身攻撃になることはもう止して下さい。○中村鐵一君 登壇 時間が経つて居りますから成るべく簡単に説明したいと思ひます。先程から製氷會社が儲からぬ／＼と仰行るけれども一休何處を根據にして儲からぬと仰有るのですか、佐々木議員にしろ白井議員にしろ此の製氷會社なるものを曾て御經營になつた経験から割出してさういふ論断をせられるのか先づお伺ひしたいと思ひます。私は佐々木議員と白井議員と同じやうに最初此の會社は儲からぬのだといふやうな論断を下して居つたもので、併し其の根據を得るのには何うしても経験ある人の意見を聞かなければなりません。幸ひ私の友人で曾て上海で製氷冷蔵會社を経営して居る一英人が此處に居りますが、數回訪問をして其の意見をたいて見ました。此處にありますが天津製氷冷蔵會社の目論見書に基いて詳しく其の意見をたいたのであります。其の経験ある英人の言ふのには頗る面白い計畫だ、若し自分に此の經營を委せたならば此の會社を立派に經營して見せやう、自分は上海で數年間製氷冷蔵事業に多大な犠牲を拂つて居る、此の製氷冷蔵事業なるものは中々素人の手に負へるものでない、必らず之は權威ある經營者の經營を要するものである、其の彼師の言に依りますと、具さに天津製氷冷蔵會社の目論見書を見まして、此の資金があるならば、此の設備があるならば自分は必らず一年二割に近い利益を擧げて見せるといふことを斷言して居ります。私は之以上申上げては餘りないと思ひます。簡單に此の事を申上げて皆さんの御參考に供したいと思ひます。(拍手)

○佐々木敏丸君、一寸中村君に答へますが、大分中村議員は儲かるやうに仰つて居られますが、大分中村議員はくら申込まれた一寸お伺ひ致します。

(問題外)と呼ぶ者あり)

森川議員發言を求む

○議長(吉田房次郎君)
決して言論を妨げる事ではありませんが、徒らに時間を費すことはいけませんから簡単に願ひます
○森川照太郎君、登壇、斯ういふやうな問題の起りました時に民會は必ず一日で終つたと限つて居りません、従来は例は屢々、数年に亘つて議論したこともございまして十二時を限つて止めたいといふやうな實例は諸君も御存知がない位だと思ひます、潮波君が非常に結論を急がれますが斯ういふやうな問題をそんなにお急ぎになる理由が何かありませうか、然らざれば相當世界の重大な問題として重要視されたる問題を持つては多分意見を述べざる終れば(行政委員席より)「唯かの時間の差でありますから斯ういふことは十分に意見を述べさせることが皆様の雅量を示すことになるので十二時等といふ制限をやめて頂き候と思ひます、十分に審議するものが居留民に対する民會議員の責任であります、私は色々な事を考へて参りました、先刻四井君の言つたタマエの點も考へて参りましたが、而して反對の理由、衛生上の見地、財政上の理由、經濟上の理由及行政上の理由、多々ありますが、私は此の案の提案者側の諸君の意思を重んじて大休切り捨て、しまひます、只一言民會議員として述べて頂き候、概略略した上でだけ申上げて討論も亦簡潔に終ります、財政上といふ理由であります、天津の居留民は皆て米のない悲境に苦んだ、色々天災地變や動亂や不可抗力の多くの理由に依つて非常に逼迫を極め、此の

(73)

上ない苦境に陥つたことは事實であります、而して天津民團は現に何れ資金を借りやうでないかといふことを考へまして此の苦境を政府に訴へて其の援助を求めたのであります、極く最近のことであるから申す迄もなく皆さん御承知であります、斯くの如きことは民團としては色々な理由に依つて避けられるならば避けたい、此の嘆願をしたのは誠に貧乏であります、苦しくてやりきれません、何うか低利資金で救ひ下さい、といふ願ひをした、不幸にして低利資金は濟南には許されましたが、天津には許されないので、而して僅か一營利會社から三拾萬圓の金を借りて来たといふ許可を幸うじて外務省から得、其の會社の同意を得て其の金は手に取りませんが、正に手に入る三拾萬圓の金を持つて居ります、而して此の金に對して三萬圓内外の運動費を使つて居ります、残る所は二拾七萬圓であります、此の貳拾七萬圓の金を使つて復興資金、復興しやうでないかといふ悲惨なる境遇にあるのであります、而して貿易状態を有れば日本人の貿易は甚だしく振はなくなつて居るといふことは、私のような門外漢が申上げる迄もなく、貿易業に従事する皆様はよく御存知のこと、存じます、貿易業に従事しないものにしても、又間接に影響を蒙つて居らない方はないと思ひます、日本租界のみならず謂はば悲境といふ慘めな程の惨めな状態に陥つて居るのであります、而して二十萬圓の金を三萬圓の運動費を使つて借りて来て之に依つて金融を圓滿にするといふことは此の間の民會で人々が頭をなやまして手うじて得た金であります、此の金には極印が押してある譯でございまして此の金はする所に天々に散る譯であります、然るに此處に私には必要の如く認められざる衛生上の理由に依つて天津製氷冷蔵會社といふ會社が動員しまして、之に二十萬圓の資金が同定することになるのであります、諸君、吾々は日本政府に泣いて訴へたのであります、此の民團として當を得て居ないかも知れま

(74)

せんが、低利資金を借りられるならば、三十萬圓の金が借りられるならば許して下さい、と吉田議長に頼んで二十萬圓の金を此處に持つて来たのであります、一方に於て二十萬圓の金を救に固定してしまふ、其の借りて来た金が七萬圓程を残す以外は直に固定するのであります、即ち二十萬圓を持つて来て二十萬圓の金は直に固定してしまつて、實際吾々が日本政府に訴へて借りて来た金はたつた七萬圓だけしかないのであります、之は天津の民會で決議しまして恥を忍んで泣いて訴へて出来た金は何處に行つてしまふのですか、吾々は之に依つて喜び上らうとすればこそ理由があつたればこそ黙つて賛同したのであります、餘り急を要しないと思ふ此の會社に固定してしまふのは前後擔當の甚だしきものとか考へられませんか、民間財政がしきりに苦痛であるといふことが色々な場合に繰返されて居ることは議員諸君の熟知の通りであります、先刻遊山議員が御大典事業が滞滞に流れると非難されましたが、夫れ以外にも爲すべき色々多くの事がありまして、民團に若し金の餘裕があつたにしました所で其の金を使ふには前後後継本末をよく考へて使はなければならぬと思ひます、其の仕事が好いことか悪いことか調べるのみでなく、緩急をはからなければなりません、少し先には多額の團費を拂つて行かなければならぬ義務を負ふ民團でありますから過剰金が七萬圓あろうと七拾萬圓あろうと之を使ふ道は緩急をよく考へて十分合理的のものでなければ使用していけないと思ひます、右の理由に依りまして私は民團財政の上からも個々の御經濟の上からも折角借りて来た二十萬圓が七萬圓になるやうな事は爲すべきことではない、といふ考から會社の成立夫れ自身反對でありますけれども、民團が其の株を持つといふやうな如きは殊に反對する所でありまして、夫れから私經濟の上から反對の理由がございまして、先刻申上げるやうに非常に悲惨な苦境に居つて日本政府に泣きついて救済資金といふやうな金を借りて来るやうな状態に陥つて居るのに茲に吾々の負擔が第一幾分なりとも増すやうな事を買ふやうになることは總領事にも考へ直して頂き候いと切望するものでございまして、或は之は經濟の上から極めて僅かだといふやうなお説もありませうが、私の考では田村君の御説明等よりも少し高く掛るに違ひないと思ひます、私が間違つて居るや否やは知りませんが、來年の夏も互に實験致しました折に私の言ふことが本當であるや、田村君の言つたことが本當であるか解らぬと思ひます、氷の試験もして見ましたが、之が間違つて居るや否やは今年の夏以後諸君と顔を合せた時にお話する機會があると思ひます、さうして私の考では五十仙や六十仙負擔させられるよりも少し多いものを負擔しなければならぬと思ひます、之は吾々の立場であります、考へて見ますと此の人造氷を使ふことになると、果物屋なり、魚屋なり飲食店、料理屋乃至氷を使ふ所の商品を扱ふ人々は直に値段の上に乗るのことは當然のことでありませう、吾々一杯のビールを飲んで一きれの肉を食ひましても一かけの果物を食へても直ちに負擔を受けなければならぬのでありますから吾々が勝手に使ふ冷蔵以外の氷に關係のある凡てのもの、値段が上がる苦しみを受けないければならぬのであります、のみならず私はさういふやうな經濟上の理由がありますから、此の會社を造つて斯ういふ風になることを居留民の利益とは考へて居りませぬから斯ういふ會社の株を持つことは民團にしてならぬと思ひます、現に今日民會に出席する少し前、或飲食店主が私の所に飛込んで参りまして、よく知らなかつたが斯ういふ話があるやうだが自分等は反對を陳情した譯であるが、民會に行つてさういふことを述べて呉れといふことでありましたが、私はさういふ事情になつたことを一寸も知らずに居りまして今晩初めて聞いて私の所信をよく確めた次第

(77)

であります。先刻私は冷蔵のことに就て伺ひましたが御答辯がありませんが、中村君は利益があるといふお話であります。冷蔵の利益といふやうな方面は何も私は十分あるべきものでないやうな気が致します。何となれば色々な品物を入道氷の完全な行商に貯蔵するといふことは甚だ経済的利益があるのでございませうけれども之等の支那人以上に、安価な資力と安価な設備とを以て安價に貯蔵して、多少缺點なり悲衷を忍んでやつて来て居る今日迄の事情でありましては斯ういふ高等のやり方の方には容易に移つて来ない、實際と算盤の差が餘りある、間違つて計算をなまつて居るのではないかと御遺ひます。先刻私は此の事業に経験がある太田外郎君其他の方々から製氷会社の冷蔵事業が儲かるといふ説明を伺ひましたが支那人等が一萬何千弗かの利益を興へるだけ冷蔵を頼みに来るといふことは信じられませんので私は此の会社が一萬弗餘の巨額の利益を擧げるといふことは何うかと考へまして會社の前途に對して多大の不安を感じて居るものでございませう。さうして或は此の会社が永久に此の儲金の下にやつて行くやうなことを期待して行つたら或は當てが外れはしないかと思ひます。一例を申上げますと、先年購得の移轉儲金が出ました其の時太田君が前日に儲金を備へて彼處に新築をされましたが、此の儲金は遂に行はれずについに消滅したのであります。此の事例に依つても多大の懸念を抱くのであります。此の会社の株を持つといふ理由が甚だ薄弱なるが故に民會議員の一人として反對の意見を述べます。

○中村君 登壇 只今貴川君は此の会社が儲かりやうがないと仰ひますが根據が薄弱といふことを私は申上げた、之が森川議員の経験談であれば果も然、夫れでなければ如何に如何に斯ういふ事業に對して相當の儲けを得るより他ないと思ふのであります。夫れから私最近此の問題の爲に一休英佛租界の當局が何ういふ風な態度で、何ういふ風な態度で此の日本

(78)

租界の計畫を見て居るだらうといふことを確かめる爲に英佛兩租界の理事長を訪問しました。日本租界に斯ういふ計畫がありますが、御承知であるかといふことを申しますと「うす／＼」といふことを聞いて居る「」就ては極くさつ／＼はらな行解けた御意見を承はり度い、如何でせう」と申しますと、大變喜んで申しますに「非常に結構だ、無論英佛租界は日本租界と事情を異にして居る、佛租界の如きは僅かに四百人、英租界は六百人以上居ない、然るに日本租界では、朝鮮人を混ぜますと六千に近い人が居られるので無論事情が違ふ、貴下方が貴下の本國のやうな施設を日本租界になさらうといふのは道理があると思ふ、私共の見解では非常に結構な計畫であると思ふ、殊に安い水を配給されるといふので若し願ふことが出来るならば英佛租界にも配給をして貰へるだらうか、何ういふものであらうか」といふやうな話をして居られた位であります、終りに何うか自分等は斯ういふ會社が天津にないのであるからワットソンといふやうな小什掛の商店があるけれども之は殆ど賤賤に於けるに足らん、然るに二十萬弗からの資金を持つ製氷冷蔵會社ならば必ず相當の施設が出来るといふと思ふ、假りに間違つて日本租界に十分な配給が出来ないとしても外國租界を當てにせられるといふことになれば必ず利益が上るに違ひない、私共は斯く見て居ります、といふやうな話をして居ります、次に最近天然氷の弊害を著しく感じまして、五千弗の金を投じて冷蔵の設備を致しましたアストラハウスを訪ねまして其の施設を見せられて見ました。アストラハウスの支那人の言ふ所に依りますと今迄自分等は天然氷使用の爲にどれだけの苦痛を忍んで来たか知れない、殊に外國から来るお客さんに對して非常な恥かしい思ひをして今日迄やつて来た、若し日本租界に斯ういふ計畫があることが解つて居つて、さうして其の氷の配給を願へたならば自分は五千弗の金を投じて此の冷蔵設備をするのでなかつた、僅か

(79)

三個の冷蔵室であります、簡單なミルクやバターを受取る所、夫れから肉類や他のものを受取る所、さうして最後には酒場の冷蔵設備をする爲に五千弗の金を投じて居るといふことは本當に莫迦々々しく思ひます、さういふ見地から私共は、確かに時代は進展してゐると思ふのです、必ずしも昔々天然氷を使つて来たから、之迄何等弊害を加へないから差支ないものだといふ斷定は出来ないと思ひます、無論先覺者の悲衷として必ず其處に困難がありませう、色々喰ひ違ひませう、其處を切抜けて行く所に人生の進歩があると思ひます、(拍手)此の意味に於きまして近き將來に完全な成立を見て先づ日本租界から文化の誇りを持ちたいものだと思ふのであります、此の意味に於きまして皆さんがよく御考慮の上本案に賛成されることを切に希望するものであります。(拍手)

○行政委員(石川 通君) 登壇 拍手
私は賛成人の一人でございます、夫れは先程から色々御議論がありました、御質問がありましたので申して居ります、白井さんの質問は成程御説もな質問だと思つて居りましたが、今のお話になりますと、内容が儲からないからいけないとか、會社の成立に無理があるからいけない、といふお話があり、森川さんの復興資金三十萬圓か二十七萬圓か、夫れを以て株を買ふやうな話をなさるが、其の金を持つて行つて株を買ふのではないと思つて居ります、夫れで私は却て餘り儲けて貰はない方の一人でございます、儲けて貰つては困る、大勢の利害關係があるものでございまして此の間の臨時民會も開かれ、其の時定力供給の規定が一部改正されたのも要するに此の公衆衛生の見地からいふ臨時民會が開かれて既にパスしたのを見ましても皆さんが大多数

(80)

に於て公衆衛生といふことを認めになつて居るからだと思ひます(ノーク)少數の人は知りません其處で私共は考へますに、大抵色々な質問や議論がありますが、一休株を持つことが出来るのか何うかといふ御議論のやうでございまして、所が私は持つて差支ないものであるといふ意見を持つて居ります、夫れは小倉さんが言はれましたから餘り重ねて申上げることから株を持つて差支ないで民團は公人と違ふ立場にあるかといふと決してさうでないと思ひますから株を持つて夫れで持つことが出来れば持つたら宜いか、持たない方が宜いかといふ議論であります、私は元來から斯ういふ公衆衛生の意味を含んで居る、又其の値段に依つては先程から色々御議論もありましたが、利害關係も相當あることとございまして、又動力を何を使ふかといふと民團の電力を使はうといふのであります、又現在迄やりつゝある水の配給は民團がやつて居る點から見ましても、色々な點から察しましても私は之は民團自身がやるべきものといふ考を持つて居ります、先程他の方からお話があり御遺言もさういふ御意見であります、私も其の一人でございます、民團が止めるならばやつたら宜いのでございまして、不幸にして十萬弗の金がないといふので巴むを得ず民團で製氷株式會社を造らうといふことになりましたのでありますけれども、若し民團に餘裕があれば民團がやるのであります、一面今のやうな斯ういふ状態でございます、若く株を持たせる、支那人に持たせやうと思つても今日の現狀ではさう澤山持たないといふのが眞相であらうと思ふのであります、白井君は先程其の事を言つて居られました、夫れは私も或は眞相だらうと思つて居ります、其處で民團が將來には團體にされるものと思つて居りますが今の中に民團は株を幾分でも持つて置いてさうして、滿株にして行つたら好都合だらうと思ひま

す、勿論團圓にしないといふならば非常な考へ違ひでございますが、強然に行つたら宜からうといふ頭から言へば先づ一歩を踏進ませようといふから私共は剛力とも都合であると思つて居るのであります、其處で結局は夫れで済むたが宜いといふことになりまして、金が問題になりましてからだけ持つかといふ議論になりませんが、先程のお話にも民商は相當の繰越金があり餘裕があるといふことでもありますから私は此の點を限度に於きまして二千株なら二千株持つといふことが最も事宜を得た方法であると思ひます、私は賛成の意見を持つて居るものであります、何うか初めから之には反對してやうといふ氣持でなく、十分よくお考へになつてさうして何うしても餘金でも出て先へ行つて困るやうなことが起るならば今の中會社がたつやうにして行く方が私には宜いと思ふのであります。

○森川照太郎君 先刻提案者にお尋ねしたが二千株以上といふことに就て修正される考はないのですか。

○小倉章君 二千株以上の二字を取ります、提案者は修正致しません。

○森川照太郎君 此の議案は修正されました。

○小倉章君 再三森川君から御法進めを考へて見ますと、行政委員会に二任するに於ても限度をきめて置かなければならぬといふ御議論は御尤もでありますから、私共は成るべく財政の許す範囲内に於て多數所持して頂き度いのであります、従つて字句の修正を致しまして「二千株以上三千株迄」といふことに修正致し度いと思ひます。

○吉田治四郎君 大分色々お話を聞きましたがお話の考へるのには、私は此の案に賛成する意見を申上げるのであります、餘金を以て戻されることと總算が明瞭に此の點で御發表になりました。

若しも餘金が發令されたならば其の後に於て吾々が水の供給を受けるといふやうなことを研究するやうなことは實際に於て固に合はぬやうなことになると思ひます、剩餘金から出すといふお話でありましたが、剩餘金から出すといふことに就て金が七萬九千餘圓に居るといふ説がありましたが、七萬九千餘圓にしては全部二千株持つにしても六萬九千餘圓であります、全部別はなくても宜いと思ひます、民商が従来水を供給して居る諸器具があり自動車のあるのは非常な積蓄であります、民商當局者は手ぬかりはなからうと思ひます、あれを賣品にして終るのは非常な積蓄であります、使用し得るものは繰越されれば相當の價格が成ると思ひます、其の額は一棟二十萬であつて三千株持つならば六萬九千餘圓に居るのであります、御大費用に就て一萬九千餘圓に居りますが、七萬九千餘圓の剩餘金があれば六萬九千餘圓は要らないのでありますから之に對して懸念の必要はないと思ひます、一萬九千餘圓の繰越金は必ずあると思ひます、夫れは豫算に加はるべきものであつて、豫算の編成の時如何されたか記憶がありませんが、豫算に當然編成されるものであります、繰越金から持つて行くやうなことはなからうと思ひます、尙承つて居る中に此の問題を研究の爲に延期することは何うかといふことがありますが、此の問題を研究の口實の下に延ばしたならば仕事は遅延して又誰かの如き難を強むるのであると思ひます、又舊い時季に向ふに水がないといふ結果になるのではないかと思ひます、吾々の耳觸りになるやうな多數席の積蓄といふやうなことを聞きますが、私は賛成ではあります、之は私一個人の意見であります、少數黨が留民の代表者で多數黨が代表者でないと思ひますが、此の水の配當を受けることが出来なといふことになつたら留民は困るだらうと思ひまして此の案に賛成する次第であります、時計は十二時前でありましたが、下の動もか動もか動もか居ないやうであります、條例に依つて會期が

一日に極められてあります、私の時計は十二時を過ぎたやうでありますから議長は何うか腕を振つて、質問も討論も相當過ぎたと思ひますから何とか此の決を採られんことを希望致します。

○森川照太郎君 吾々の討論を許して呉れた民會議員諸君の雅量を謝します、何うぞ此の採決をされるのでありますしたら斯くの如き重大なる問題に對しては種々色々な事情を考慮して無記名投票に依つて採決されることを提案致します。

○議長(吉田房次郎君) 議長は起立で採らうと思つて居りますが、無記名の投票に致しますか。

○清水幸三郎君 投票ならば記名投票に願ひます。

○議長(吉田房次郎君) 森川さんは討論終結の投票を無記名投票にして呉れといふことであります、無記名投票に御賛成の方は立つて下さい。

起立者少數

○議長(吉田房次郎君) 少數でございます、成り立ちませんが、もう論旨も盡きたやうでございますから讀會省略採決致します、(異議なし) 潮底さん貴下から動議を出して下さい。

○潮底正敏君 讀會省略採決を願ひ致します。

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは決を採ります、「天津製氷冷蔵株式會社の株を二千株以上三千株迄を申込むこと」此の案に反對の方は起立願ひます。

起立者 十四名

○議長(吉田房次郎君) 十四名の反對でございます、少數でございます、本案に賛成の方御起立願ひます、――多數でございます、然らば讀會省略採決確定と致します、成るべく今日追加豫算が出れば追加豫算を議し度いのでありますから暫く休憩致します。

午前一時開會

○議長(吉田房次郎君) 只今行政委員会の方から緊急議案として追加豫算を御提出になりました。

○理事(松本文三郎君) 登壇

只今臨時行政委員会に於きまして、先程御決議になりました議案に就て株式取得の金額に就きまして二千株乃至三千株迄といふ所有額に就て色々審議されましたのであります、夫れに就て行政委員會と致しましては將來の民商財政の關係も考慮致しまして、又總領事からも特に來年度の豫算の編成等に付て成るべく之が爲に支障を來すやうなことがあつては皆さんの御意思に副はん譯であるから皆さんの御意思もよく尊重して決定するやうにしたいと思ひます、さう致しまして其の財源は昨年度の繰越金の豫想以上の増額が七萬七千餘圓ありましたので、其の中から四萬九千餘圓だけ支出することに致しました、従つてお手許におまわし致しましたやうに昭和四年度留民團圓入出追加豫算と致しまして、歳入臨時部として銀四萬九千餘圓、歳出臨時部に四萬九千餘圓、同じく追加豫算の歳入

(85)

(86)

臨時部第一款、前年度繰越金四萬弗と致しまして、歳出として同じく臨時部第十四款と新に款を設けまして天津製氷冷蔵株式取得費として四萬弗、即ち第一項株式取得費四萬弗、換金としまして天津製氷冷蔵株式會社取得といふことに致しまして此の追加豫算を提出致しまして更に皆さんの御協賛を仰ぎ度いのであります。(拍手)

○議長(吉田房次郎君)
只今提案者から説明がありました、此の追加豫算は歳入臨時部、歳出臨時部となつて居ります之も皆さん御承知の通りでありますから議會略で可決確定に致し度いと思ひます。

〔異議なし〕

○議長(吉田房次郎君)
異議なければ議會略で可決確定と致しませう。今晩は誠に何うも遅く迄長く御出席下さいまして誠に有難うございます、夫れでは之で閉會致します。

○石川 通君 其の前に一寸一言、今議長からお話のありましたやうに本室も無事可決確定致しまして長い間の間に議長は其の任務を立派に遂行されましたに付きまして私共議員と致しまして感謝の意を表し度いと思ひます、潜題ではございますが一寸御挨拶申し上げます。(拍手)

○議長(吉田房次郎君)
夫れでは閉會致します。

午前一時五分閉會

昭和四年第二十五次居留民會臨時會附録

天津製氷冷蔵株式會社株式應募ノ件

一、本民間ハ目下公選中ノ天津製氷冷蔵株式會社ノ株式募集ニ應ジ之ヲ株式貳千株以上ヲ申込ムコト

【一】 昭和四年度居留民團歳入追加豫算

歳入	一、銀四萬弗也	臨	部
計銀四萬弗也		時	
出	一、銀四萬弗也	臨	部
計銀四萬弗也		時	

昭和四年度居留民團歳入追加豫算表

(87)

(88)

科	目	臨時部	摘要
第一款	前年度繰越金	四〇〇〇〇〇〇	
一、繰越金		四〇〇〇〇〇〇	
計		四〇〇〇〇〇〇	
臨時部			
科	目	豫算額	摘要
第十四款	天津製氷冷蔵株式取得費	四〇〇〇〇〇〇	
計		四〇〇〇〇〇〇	
計		四〇〇〇〇〇〇	

天津製氷冷蔵株式會社株式取得

昭和四年度第二十五次居留民會臨時會要録

一、議 員 五十一名(定員六十名)

一、會 期 一日(昭和四年十一月十二日)

一、會 場 公會堂

一、成 績 (省略す)

一、議長及會議係

議長	吉田房次郎
副議長	大田万吉
理事	松本文三郎
書記	河島誠
速記	村岡藁里

(要録終)